

第2次宜野座村男女共同参画推進計画

～ぎのざ・りっかプラン～

(計画期間:令和4(2022)年度～令和13(2031)年度)



令和4(2022)年8月

沖縄県 宜野座村



～ ぎのざ・りっかプランとは ～

この計画は、多くの村民がより親しめるように、「りっかプラン」と愛称をつけました。

男女が「さあ行動しよう」とかけ声をかけ合い互いに協力し、男女共同参画社会を推進しようという願いを込めています。

はじめに

本村では、平成21年（2010年）4月に「宜野座村男女共同参画推進条例」を施行、その後、平成22年（2011年）3月に条例に基づく計画である「宜野座村男女共同参画推進計画～ぎのざ・りっかプラン～」を策定し、男女共同参画社会を実現するための諸施策に取り組んでまいりました。



この間、世界的潮流として国連が提唱するSDGs（持続可能な開発目標）の達成目標のひとつに「ジェンダー平等の実現」が掲げられ、あらゆる分野における女性の活躍が期待されています。国においても、各種法律が施行され、時代の変化に応じたさまざまな施策を展開しております。しかし、現代の社会課題は多くの要素が関係し複雑化していることから、男女共同参画社会への今後の取り組みについて、他の施策と一体的に取り組む必要があります。

そこで、本村においても新たな課題に対応するため、「第2次宜野座村男女共同参画推進計画～ぎのざ・りっかプラン～」を策定いたしました。本計画は国や県の計画等を勘案し策定するとともに、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく推進計画として、一体的に策定しています。

本計画の推進にあたっては、職員が共通認識をもち、男女共同参画の視点により様々な事業を展開することはもちろんですが、行政だけでなく、村民の皆様をはじめ、事業者及び各種団体の方々との連携が不可欠であることから、今後とも皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、真摯に審議を重ねご提言いただきました宜野座村男女共同参画推進委員の皆様をはじめ、意識調査にご協力頂きました村民の皆様、関係各位に対し心から御礼申し上げます。

令和4年（2022年）8月

宜野座村長 當 眞 淳

目 次

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の経緯	1
-----------------	---

第 2 章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置づけ	4
3 計画の基本理念	6
4 計画の基本目標	6
5 計画の施策体系	7
6 計画の期間	8
7 前計画の取り組み状況	8

第 3 章 施策の展開

1 基本目標 1 男女共同参画社会に向けた意識改革	11
2 基本目標 2 すべての人が共に参加できる社会づくりの促進	21
3 基本目標 3 個性と能力を発揮できるむらづくり	27
4 基本目標 4 人権を尊重し、安心して暮らせるむらづくり	41

第 4 章 推進体制

1 計画の進捗管理	55
2 成果指標一覧	56

参考資料

1 用語集	59
2 宜野座村男女共同参画推進委員会設置要綱	65
3 宜野座村男女共同参画推進条例	67
4 宜野座村男女共同参画推進委員会委員名簿	70
5 宜野座村男女共同参画推進計画策定経過	71
6 法及び上位・関連計画等	72

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の経緯

(1) 国の動き

我が国では、国連の動向に呼応して、国内法の整備と条約の批准、国際社会への支援等を行ってきました。また、働く人の仕事と育児の両立支援に係る取り組みを促す「次世代育成支援対策推進法」や働く分野における女性の活躍推進を促す「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）においては、それぞれ一定の取り組みを行う企業に対して、くるみん認定、えるぼし認定の制度を設けて、企業の継続的な取り組みを促進してきました。

近年の国内における主な動向としては、平成 28(2016)年に、「育児・介護休業法」、「男女雇用機会均等法」、「ストーカー規制法」がそれぞれ改正されています。

また、平成 30(2018)年には、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女候補者数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女候補者数の目標を定める等、自主的な取り組みを規定した「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」（以下「候補者男女均等法」という。）が公布・施行されました。同年には長時間労働の是正と多様で柔軟な働き方の実現や雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保を目的とした「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（以下「働き方改革関連法」という。）が成立しました。

令和元(2019)年には、「女性活躍推進法」施行後 3 年目の見直し規定による改正が行われ、女性活躍に関する計画策定や情報公開の対象事業主の拡大が規定されました。同年、「男女雇用機会均等法」等の改正による職場のハラスメント防止対策の強化や住民票、マイナンバーカード等への旧姓併記も施行されました。

平成 15(2003)年 6 月に政府は「社会のあらゆる分野において、令和 2(2020)年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30%程度となるよう期待する」という目標を決定しました。目標年の令和 2 (2020)年には、その達成が困難であることから、第 5 次男女共同参画基本計画策定にあたっての基本的な考え方において、「2020 年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が 30%程度となるよう目指して取組を進める」と改められました。

令和 2(2020)年 12 月には、人口減少社会の本格化、国内外で高まる女性に対する暴力根絶の社会運動、ジェンダー平等に向けた世界的な潮流などの社会情勢を踏まえて、国の「第 5 次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

(2) 沖縄県の動き

沖縄県は、昭和 59(1984)年に「婦人問題解決のための沖縄県行動計画」を策定し、以後、平成 5(1993)年に「男女共同参画型社会の実現を目指す沖縄県行動計画～DEIGO プラン 21～」(第 1 次)、平成 14(2002)年 3 月には、男女共同参画社会基本法と国の基本計画の趣旨を踏まえ、「沖縄県男女共同参画計画～DEIGO プラン～」(第 2 次)、平成 19(2007)年 3 月に「沖縄県男女共同参画計画(後期)」(第 3 次)、平成 24(2012)年 3 月に「第 4 次沖縄県男女共同参画計画」、平成 29(2017)年に「第 5 次沖縄県男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現を目指してきました。

こうした中、沖縄県においては、男女共同参画社会の形成に関する県民の意識と実態を把握するため、令和 2(2020)年に「男女共同参画社会づくりに関する県民意識調査」を実施し、沖縄県の男女共同をめぐる現状と課題を整理し、沖縄県の男女共同参画の実現に向けた方向性を示すため、令和 3(2021)年度に新たな「第 6 次沖縄県男女共同参画計画-DEIGO プラン-」を策定しました。

(3) 宜野座村の動き

宜野座村では、沖縄県並びにおきなわ女性財団と共催で平成 19(2007)年度に「DV のない社会をめざす講演会」、平成 20(2008)年度に「ジェンダーを考える教室 in 宜野座村」を開催し、男女共同参画社会づくりの啓発活動を行ってきました。

また、男女共同参画推進条例の制定を目指し、平成 20(2008)年 10 月に「宜野座村男女共同参画推進委員会設置要綱」を制定し、各区長から推薦のあった 9 名の委員による「宜野座村男女共同参画推進委員会」を設置、「宜野座村男女共同参画推進条例」が平成 21(2009)年 4 月 1 日から施行されました。

さらに、平成 22(2010)年度には「宜野座村男女共同参画推進計画～ぎのざ・りっかプラン～」を策定、以降、平成 26(2014)年 9 月には宜野座村議会初の女性議員の誕生、平成 27(2015)年 2 月に、宜野座村役場初の女性管理職の登用、平成 28(2016)年宜野座村特定事業主行動計画策定、平成 30(2018)年 4 月に村内各学校男女混合名簿の実施など、本村の男女共同参画社会の実現に向けて取り組んできました。

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（第2条）と定義されています。

男女共同参画社会は、性別にかかわらず、誰もが社会のあらゆる分野で、意欲に応じて活躍することのできる社会です。仕事、家庭、地域生活などの多様な活動を一人ひとりの望む形で展開でき、誰もが共に夢や希望を実現して、一人ひとりの豊かな人生に結びつくことを目指しています。

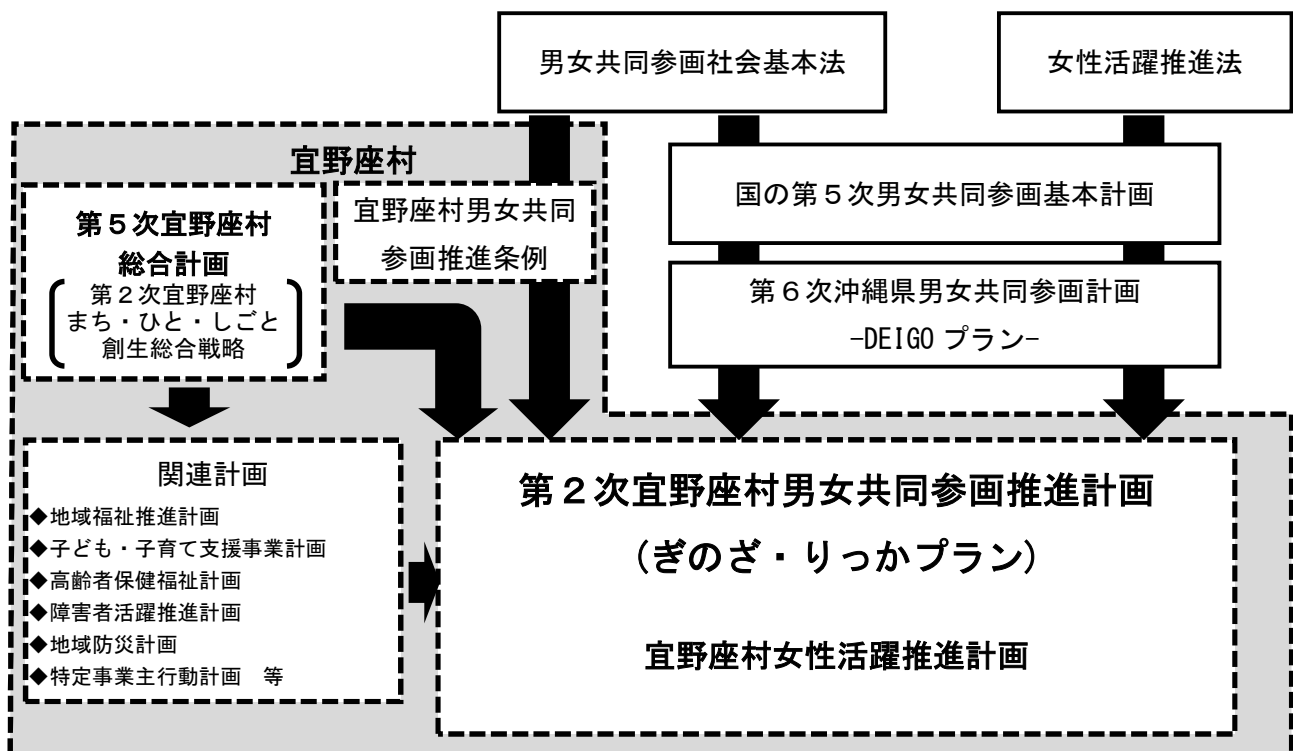
本村は平成 21(2009)年に「宜野座村男女共同参画推進条例」を施行し、平成 22(2010)年度に「第1次宜野座村男女共同参画推進計画～ぎのざ・りっかプラン～」を策定、宜野座村の男女共同参画に関する施策を総合的、計画的に推進してきました。

第2次宜野座村男女共同参画推進計画では、平成 27(2015)年に制定された女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）も踏まえ、すべての人が互いに尊重し合い、自らの意思と責任により社会のあらゆる分野における女性活躍の支援をさらに発展させる計画として策定するものです。

2 計画の位置づけ

- 第2次宜野座村男女共同参画推進計画は、「男女共同参画社会基本法」第9条及び第14条第3項に基づく男女共同参画社会の促進についての市町村計画です。
- 第2次宜野座村男女共同参画推進計画は、「宜野座村男女共同参画推進条例」第8条に基づく本村の男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的な計画です。
- 第2次宜野座村男女共同参画推進計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく市町村推進計画です。
- 第2次宜野座村男女共同参画推進計画は、国の「第5次男女共同参画基本計画」や県の「第6次沖縄県男女共同参画計画-DEIGO プラン-」、「沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を勘案するとともに、本村の上位計画である「第5次宜野座村総合計画」の部門計画として位置づけ、国際社会共通の目標である「SDGs」(持続可能な開発目標)を念頭に置きながら、他分野の関連計画との整合性を図っていきます。

図表 計画の位置づけ



本計画では国際社会共通の目標である「SDGs」（持続可能な開発目標）を念頭に置きながら施策展開を行うものとしています。

SDGs の 17 の目標は次のとおりです。

SDGs 17 の目標



1 貧困をなくそう

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる



2 飢餓をゼロに

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する



3 すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



4 質の高い教育をみんなに

すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



5 ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う



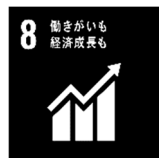
6 安全な水とトイレを世界中に

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する



8 働きがいも経済成長も

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する



9 産業と技術革新の基盤をつくろう

強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



10 人や国の不平等をなくそう

各国内及び各国間の不平等を是正する



11 住み続けられるまちづくりを

包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



12 つくる責任つかう責任

持続可能な生産消費形態を確保する



13 気候変動に具体的な対策を

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



14 海の豊かさを守ろう

持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



15 陸の豊かさを守ろう

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



16 平和と公正をすべての人に

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



17 パートナリシップで目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

資料：総務省

3 計画の基本理念

第2次宜野座村男女共同参画推進計画の基本理念は、宜野座村男女共同参画推進条例第3条に規定する6つの基本理念に基づき、以下のように設定します。

【第2次宜野座村男女共同参画推進計画 基本理念】

- (1) 男女は平等であり、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として尊重され、その能力を十分発揮し、多様な生き方を選択できるよう人権が尊重されること。
- (2) 性別により固定された役割分担を見直し、慣習、制度等が男女の社会における活動の自由な選択を妨げないようにすること。
- (3) 村の政策又は事業者等における方針の立案及び決定に当たり、男女が社会の対等な構成員として共同して参画できる機会を確保すること。
- (4) 男女が相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護等の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、学校、地域その他の社会における活動を両立できるようにすること。
- (5) 男女が互いの性を尊重し、特に女性の身体の特性について十分に配慮するとともに、生涯にわたって心身の健康が確保されること。
- (6) 男女共同参画の推進が、国際社会における取り組みと密接に関係していることを理解し、国際的協調のもとに行われること。

4 計画の基本目標

第2次宜野座村男女共同参画推進計画の基本目標は以下のように設定します。

【第2次宜野座村男女共同参画推進計画 基本目標】

- (1) 男女共同参画社会に向けた意識改革
- (2) すべての人が共に参加できる社会づくりの促進
- (3) 個性と能力を発揮できるむらづくり(宜野座村女性活躍推進計画)
- (4) 人権を尊重し、安心して暮らせるむらづくり

5 計画の施策体系

【第2次宜野座村男女共同参画推進計画 基本理念】

宜野座村男女共同参画推進条例第3条に規定する6つの基本理念

【基本目標1】男女共同参画社会に向けた意識改革

- 【基本施策1-1】 男女共同参画に関する広報・意識啓発の推進
- 【基本施策1-2】 学校教育・社会教育におけるジェンダー平等意識の促進
- 【基本施策1-3】 平和教育と国際交流

【基本目標2】すべての人が共に参加できる社会づくりの促進

- 【基本施策2-1】 家庭における男女共同参画の推進
- 【基本施策2-2】 社会活動への参加の促進
- 【基本施策2-3】 防災分野における男女共同参画の推進

【基本目標3】個性と能力を発揮できるむらづくり

(宜野座村女性活躍推進計画)

- 【基本施策3-1】 政策・方針決定過程への参加の促進
- 【基本施策3-2】 職場でのジェンダー平等の推進
- 【基本施策3-3】 安心して働き続けることのできる環境づくり
- 【基本施策3-4】 すべての人が共に社会、地域、家庭づくりを進める
社会環境の整備

【基本目標4】人権を尊重し、安心して暮らせるむらづくり

- 【基本施策4-1】 あらゆる暴力の根絶
- 【基本施策4-2】 生涯を通じた健康支援
- 【基本施策4-3】 すべての人が安心して暮らせるための支援

6 計画の期間

第2次宜野座村男女共同参画推進計画の期間は、令和4(2022)年度から令和13(2031)年度までの10年間とし、中間年度である令和8(2026)年度に見直しを行うものとします。

また、社会情勢の変化によって計画に変更の必要性が生じた場合には適宜見直しを行います。

図表 計画期間

区 分	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	R13 年度
第2次宜野座村 男女共同参画推進計画										
第2次宜野座村 男女共同参画推進計画 【後期計画】					中間 見直し					

7 前計画の取り組み状況

第1次宜野座村男女共同参画推進計画に定める4つの基本目標及び基本的施策の取り組み状況について所管課ヒアリングを行い、基本目標ごとに現状や課題について整理しました。

(1) 【基本目標1】 固定的な性別役割分担意識の改革

「家庭における男女平等意識の推進」及び「固定的な性差観の意識改革の促進」の普及啓発施策について、情報収集・普及啓発に取り組めていない状況にある。

資料収集や普及啓発については、対象者によって所管課が異なることから、今後は各課が連携して取り組む必要がある。

「学校などにおける男女平等意識の促進」について、「男女混合名簿の作成及び活用」や、いじめや差別などの教育相談を行う「人権の日」を各校で設定する等の取り組みを行っている。また、小学生から女子と男子の身体の仕組みを学ぶ等の性教育を実施している。

今後は、中学校の制服選択制の導入を検討している。

(2)【基本目標2】 男女が共に参加できる社会づくりの促進

「女性の政策決定などへの参画の促進」の令和3(2021)年度の達成状況について、審議会における女性委員の目標登用率30%に対し、17%と目標達成していない状況にある。

また、村の女性管理職の登用割合は14名中2名となっている。

審議会について、各団体の長に男性が多く、あて職などの理由から委員も男性の割合が高いため、各団体の長に女性を選出したり、公募等により女性委員の参加を検討したりする必要がある。

農業委員会の女性委員は、現在7名中1名となっており、次期改選では国の市町村目標に合わせ2名を目標としている。

村の女性管理職の登用割合について、現在課長補佐4割、係長5割となっており、今後はさらに割合が増えることが予想されるが、女性管理職の職域拡大、ジェンダーフリーの考え方が必要と考えられる。

「社会活動への参加の促進」について、各区の婦人会が定期的に情報交換会を行っている。また、各区の子ども会、村子ども育成連絡協議会を中心にジュニアリーダーの育成やキッズ探検隊といった子ども達の学びの場が設けられている。

(3)【基本目標3】 男女共同参画の視点に立った環境整備

「職場での男女平等推進」について、事業所等への普及啓発としては、役場内にポスター・チラシの掲示を行っている。また、令和3(2021)年度より、職務採用の履歴書欄から性別の項目を廃止している。

村では、人材サポートセンターにて求職者と事業所のマッチング支援を実施し、県の女性労働センターと協賛して、令和2(2020)年と令和3(2021)年にセミナーを開催している。

商工会では、特産品の開発等で女性部の活動も盛んに行われており、女性個人事業主の登録も増えてきている。

「安心して子どもを産み育てるための環境づくり」について、村では令和6(2024)年度を目途に認定こども園の設置を検討し、年度途中も含めた待機児童の解消を目指している。

放課後児童クラブについては、待機児童や利用料金等の運営方法について実施している区と協議していく必要がある。

「男女が共に社会、地域、家庭づくりを進める社会環境の整備」について、ぬちぐすい処やセラバンド教室、水中運動教室といった一般介護予防事業が実施されており、高齢者の自立した生活を健康保持の面から支援している。

男性の育児の参加に関して、役場では配偶者出産休暇の取得率は100%となっているが、育児休業の取得実績はなく、今後は育児休業を選択できるような職場づくりが必要となっている。

(4)【基本目標4】 性別の違いを尊重し、健やかに暮らせる社会づくり

「男女間の暴力の禁止」について、健康福祉課が相談窓口となりパンフレット等を設置している。今後は相談しやすい体制づくりと相談先の周知が課題となっている。役場では職員研修の一環として、令和2(2020)年度にハラスメント研修を実施した。

「女性の生涯にわたる身体的、精神的な健康の確保」について、中学校では毎年、助産師を招いての思春期教室を各学年で段階に応じて年1回、薬物乱用防止教室も年1回実施している。また、保健師による健康相談では、窓口と電話で健康づくり全般の相談を子どもから高齢者まで受け付けており、障がい者からの相談は担当に繋ぎ取り組んでいる。また、各種健診を毎年受けられる環境づくりを行っている。

月1回発行している広報誌（広報ぎのざ）は、記事の内容について、男女共同参画の視点も考慮している。令和3(2021)年度は、中学校で実施したLGBTQの講演会について掲載し、LGBTQ等についての周知を図った。

(5) 達成度評価

図表 評価基準

評価区分	達成度判断基準
◎	取り組んだ結果、予定通り以上の成果が得られた
○	取り組んだ結果、概ね予定通りの成果が得られた
△	予定どおり取り組んだが、期待した成果は得られなかった
×	ほとんど取り組めなかった

図表 第1次宜野座村男女共同参画推進計画(ぎのざ・りっかプラン) 達成度評価

基本目標		◎	○	△	×	評価した 所管課数
1	固定的な性別役割分担意識 の改革	0 (0.0%)	4 (40.0%)	0 (0.0%)	6 (60.0%)	10
2	男女が共に参加できる 社会づくりの促進	0 (0.0%)	4 (80.0%)	0 (0.0%)	1 (20.0%)	5
3	男女共同参画の視点に 立った環境整備	0 (0.0%)	6 (66.7%)	3 (33.3%)	0 (0.0%)	9
4	性別の違いを尊重し、健やかに 暮らせる社会づくり	0 (0.0%)	10 (76.9%)	2 (15.4%)	1 (7.7%)	13

第3章 施策の展開

1 基本目標 1 男女共同参画社会に向けた意識改革

日本国憲法では、個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、持続可能な開発目標(SDGs)の一つには「ジェンダー平等の実現」が掲げられ、性別を理由とする差別や不平等に終止符を打ち、性別にかかわらずだれもが生きやすい社会の実現を目指しており、男女共同参画社会の形成にあたり人権を尊重する社会づくりは欠かせません。

男女共同参画社会実現の大きな障害となっている要因の一つとして、長い歴史の中で形成された性差による固定的な役割分担意識があります。

人権と男女共同参画に関する固定的な役割分担意識等の改革を進め、それを定着させるための広報・啓発を促進するとともに、子どもから大人まで、男女共同参画社会の一層の意識醸成を図っていきます。

(1)【基本施策 1-1】 男女共同参画に関する広報・意識啓発の推進

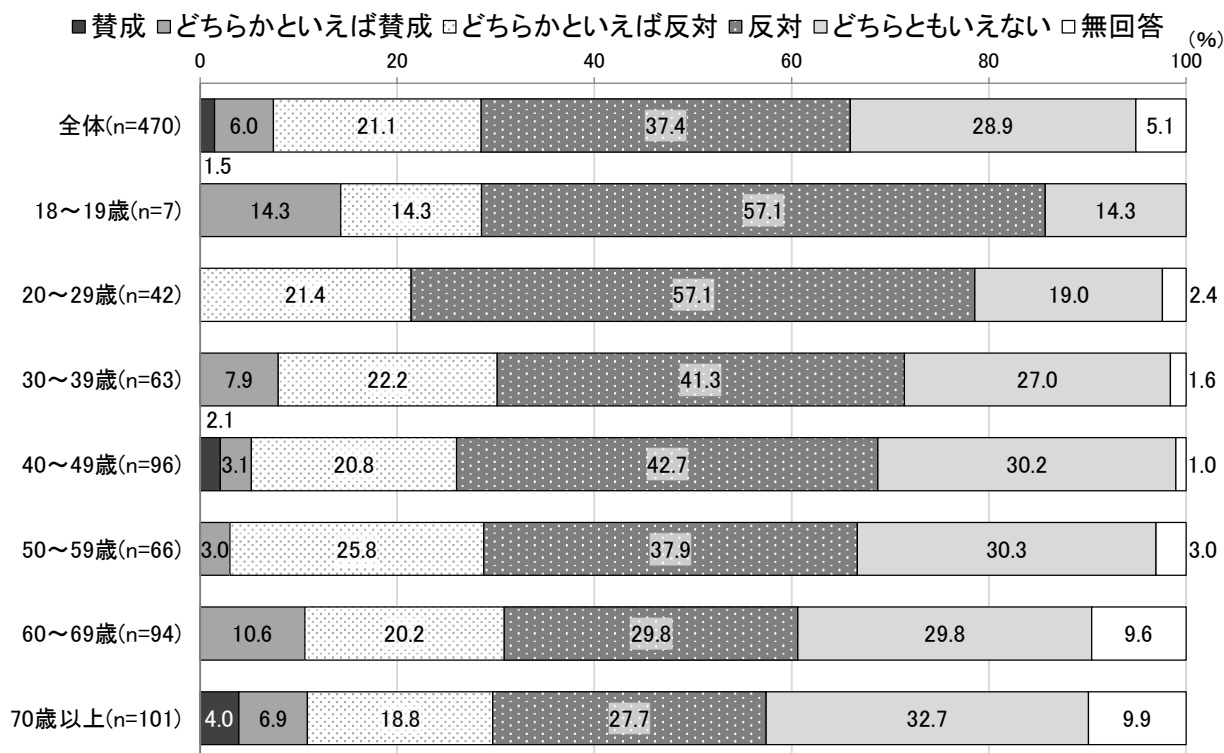
目指す むらの姿	地域に残る固定的な性別役割分担意識に基づく慣習やしきたりが見直され、一人ひとりの考え方や行動が尊重されています。
-------------	--

【現状・課題】

村民意識調査結果によると、「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」という固定的性別役割分担意識について、性別・年齢別ともに反対と考える割合は高く、特に若い世代で高くなっています。固定的な性別役割分担意識に関わる問題として、沖縄県では、トートーメー（位牌）の継承があり、「それぞれの家に任せるべきである」が4割以上を占めています。しかし年齢別にみると、「長男に限る」「血縁の男子に限る」の合計は50代から年齢が上がるにつれて高くなっていき、トートーメー（位牌）は、男性が継ぐものという昔ながらの考えが根強く残っている傾向も見られます。

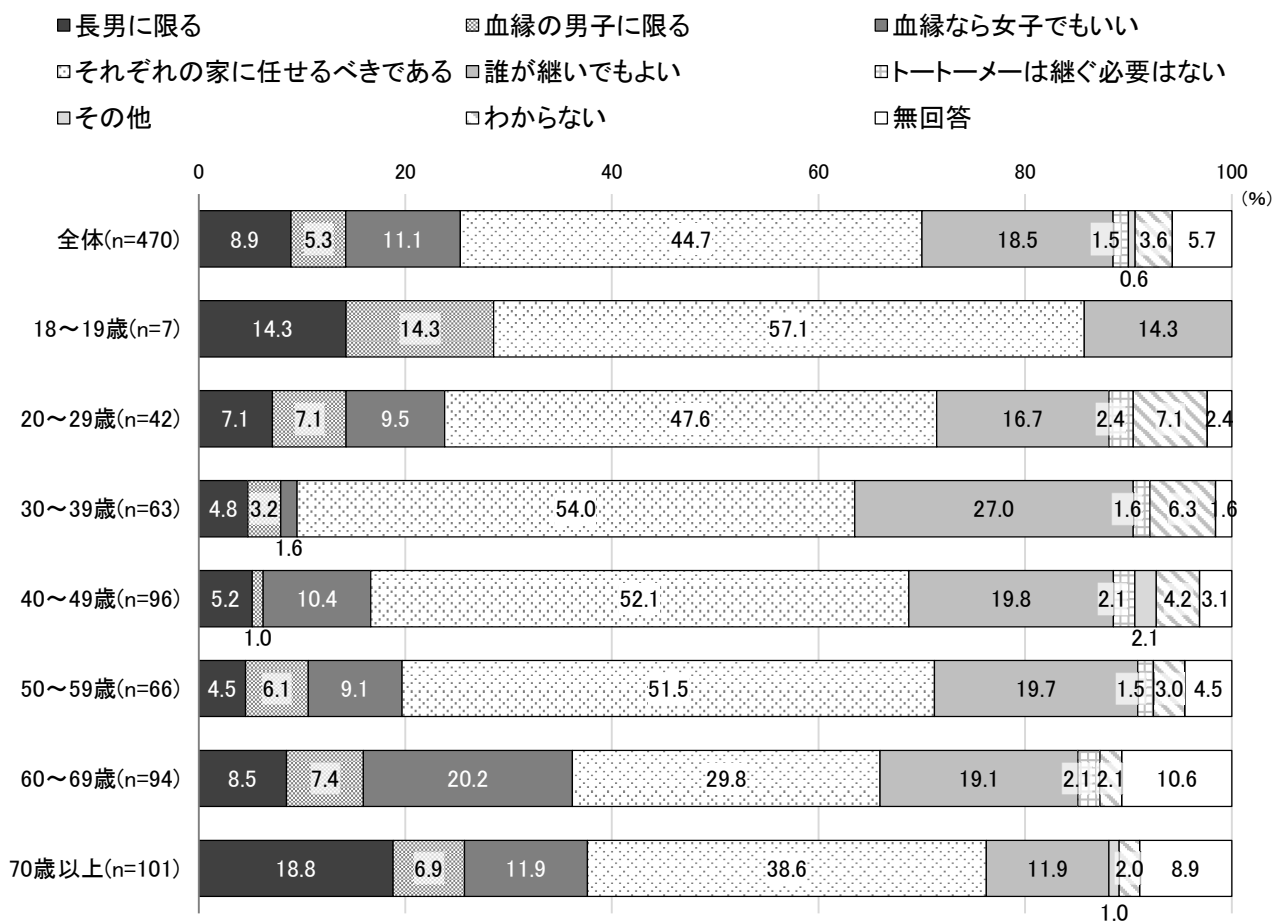
固定的性別役割分担の意識改革を一層進めるためには、すべての年齢層において、男女共同参画社会を意識することが重要です。広報・意識啓発の推進にあたっては、宜野座村の様々な媒体や機会を通じて情報を発信し、対象年齢ごとに情報提供手段も検討し男女共同参画の啓発を促していく必要があります。

図表 「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」という考え方について



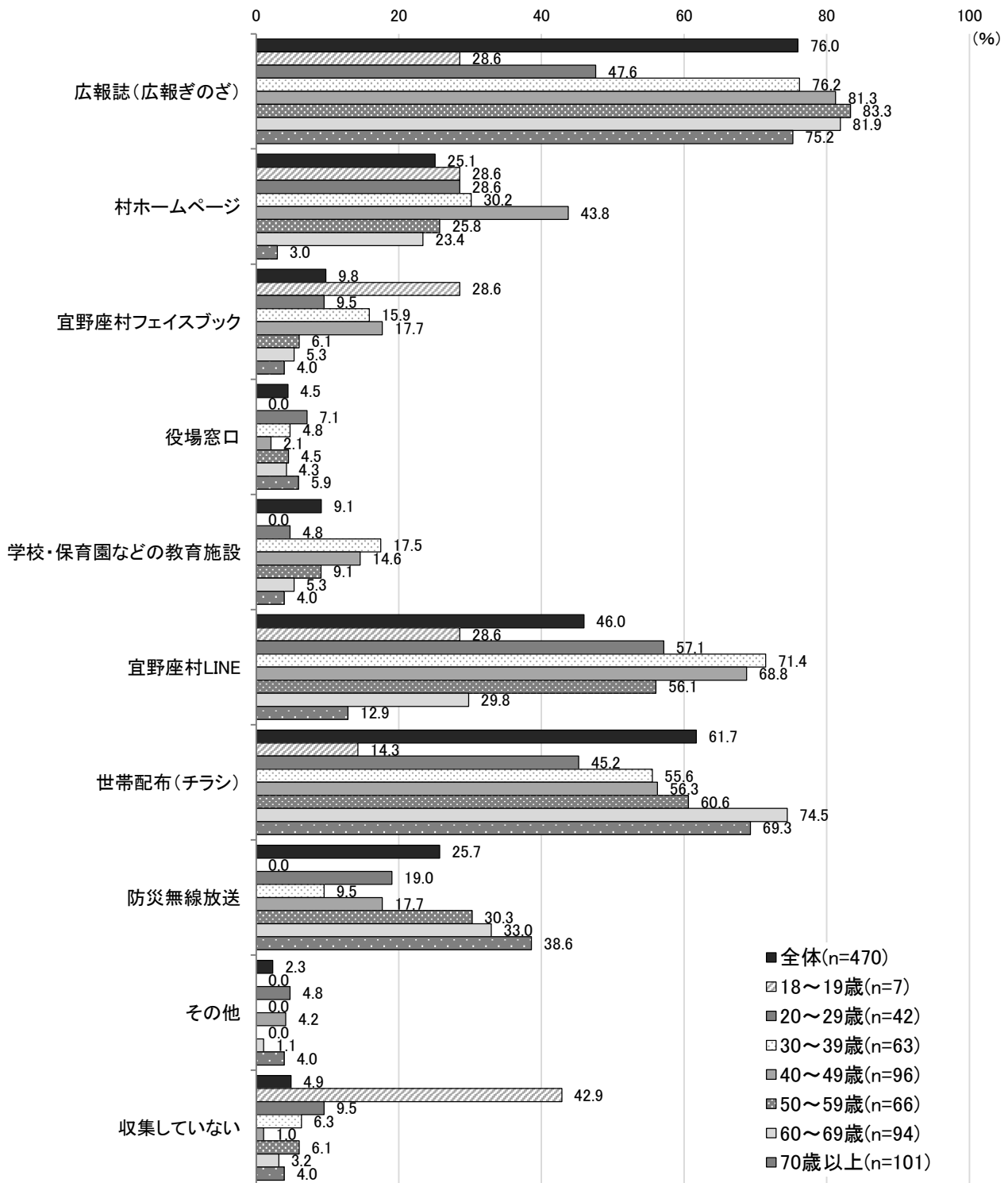
出所：村民意識調査結果

図表 「トートーメー(位牌)は誰が継ぐべきか」、あなたの考えに近いものは何ですか



出所：村民意識調査結果

図表 村民の情報入手媒体



出所：村民意識調査結果

SDGs 関連目標	4 質の高い教育を みんなに 	5 ジェンダー平等を 実現しよう 	10 人や国の不平等 をなくそう 	11 住み続けられる まちづくりを 
--------------	---	---	---	---

【施策の展開】

No	施策	施策の内容	所管課
1	広報啓発	あらゆる機会を活用し、男女共同参画意識の普及・啓発に努めます。 広報誌（広報ぎのぞ）、世帯配布チラシ、ホームページ、宜野座 LINE 等の広報媒体を活用し、男女共同参画意識に関する情報を発信します。	総務課 企画課
2	各区との連携	行政懇談会等の様々な機会を通して、男女共同参画意識の普及啓発に努めます。	総務課
		毎月1回開催されている行政連絡会議において、年2回【男女共同参画週間（6月）、人権週間（12月）】男女共同参画意識の情報提供を行います。	総務課

【成果指標】

No	KPI	現状値	目標値
1	行政連絡会議及び広報媒体を活用した男女共同参画の情報提供	0回 (R2年度)	2回 (R7年度)

(2)【基本施策 1-2】 学校教育・社会教育におけるジェンダー平等意識の促進

目指す むらの姿	性別にとらわれず、一人ひとりの個性や能力を伸ばすような教育が行われ、子どもから大人まで互いの個性を尊重しています。
-------------	---

【現状・課題】

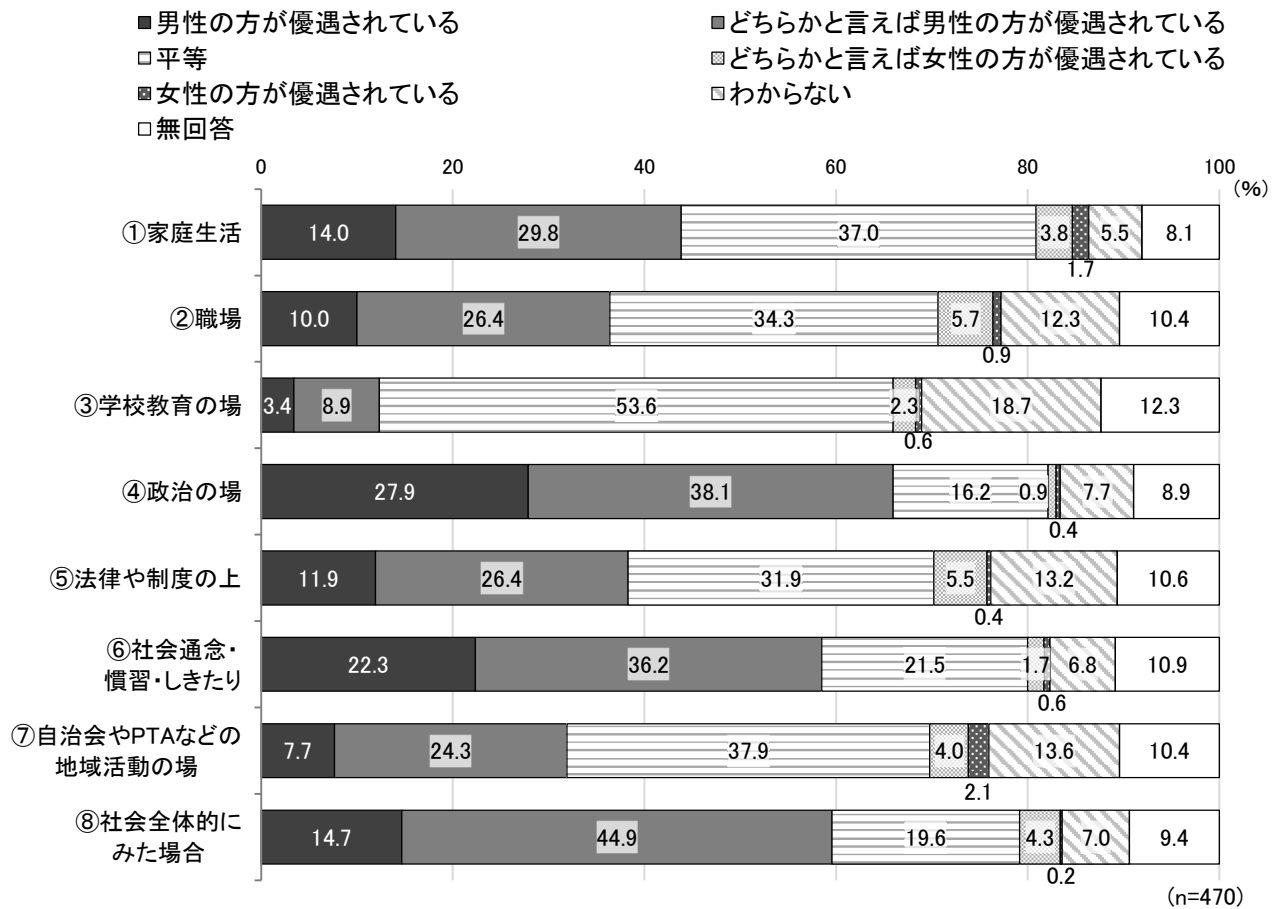
意識調査結果によると、男女の地位の平等について、「平等」と回答した割合は「学校教育の場」が最も高く、「男性の方が優遇されている」の割合は「政治の場」、「社会通念・慣習・しきたり」が高くなっています。また、「社会全体的にみた場合」では、「男性優遇（「男性の方が優遇されている」＋「どちらかと言えば男性の方が優遇されている」）」は 6 割となっており、まだまだ男女の地位が平等になっているとは言い難い実状があります。

男女共同参画の学びの有無について、「学んだことがある」は中学生が 5 割、高校生が約 7 割となっています。また、「男女共同参画」の内容について理解できたかについては、『理解できた（「理解できた」＋「ある程度理解できた」）』は中学生、高校生ともに 9 割を超えています。

本村ではジェンダー平等の実現に向けて様々な取り組みを進めており、学校教育におけるジェンダー平等意識の促進について、男女混合名簿の作成及び活用や、いじめや差別などの教育相談を行う「人権の日」を各校で設定するなどの取り組みを行っています。

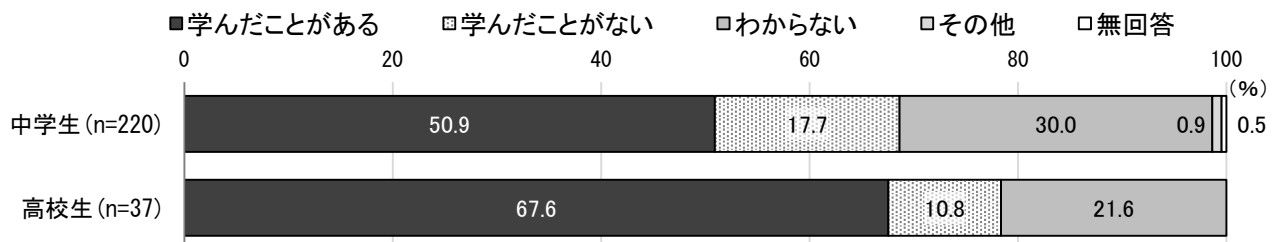
今後も学生に対して積極的な男女共同参画教育を行っていくとともに、社会教育においてもジェンダー平等意識の促進に取り組んでいく必要があります。

図表 各分野における男女の地位の平等について



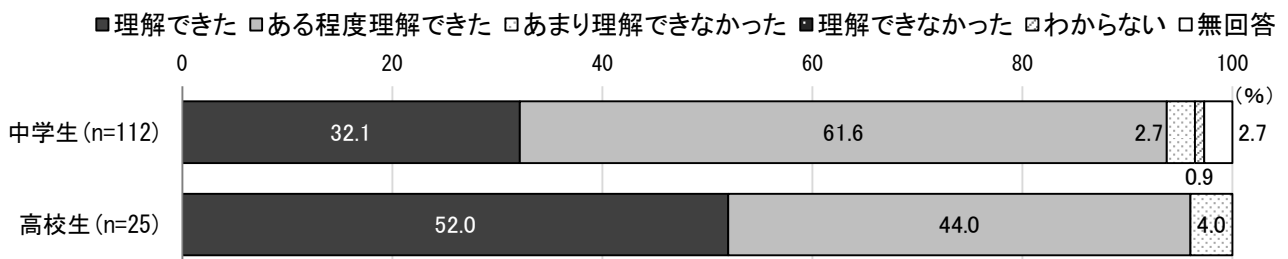
出所：村民意識調査結果

図表 「男女共同参画」について学んだ経験



出所：中学生高校生意識調査結果

図表 「男女共同参画」に対する理解度



出所：中学生高校生意識調査結果

SDGs 関連目標	4 質の高い教育をみんなに 	5 ジェンダー平等を実現しよう 	10 人や国の不平等をなくそう 	11 住み続けられるまちづくりを 
--------------	--	--	--	--

【施策の展開】

No	施策	施策の内容	所管課
1	学校教育での男女共同参画の推進	人権教育について、毎月人権の日を設定し、各校で人権教育目標を掲げて取り組みます。	教育課
		男女混合名簿の導入はすでに実施しており、今後、制服の選択制の導入について、中学校と検討していきます。	教育課
		令和 3(2021)年度に中学校で LGBTQ に関する講演会を実施しています。今後は小学校・中学校において、人権問題について、教育計画と年間指導計画での位置づけを検討します。	教育課
2	社会教育での男女共同参画の推進	すべての人が自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画でき、多様な生き方を選択できるようにするため、家庭教育学級や公民館講座等において学習機会を提供します。	教育課

【成果指標】

No	KPI	現状値	目標値
1	中学校の制服選択制の導入検討	未実施 (R2 年度)	導入 (R7 年度)

(3)【基本施策 1-3】 平和教育と国際交流

目指す むらの姿	平和教育や国際交流を通して国際化社会に対応できる人材が育成されています。
-------------	--------------------------------------

【現状・課題】

世界における男女共同参画の推進は、昭和 50(1975)年の国際婦人年以来、国際連合が「平等・開発・平和」の目標を掲げ、各国が連帯して取り組んでいます。

国の「第 5 次男女共同参画基本計画」においても、「男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献」が政策分野として掲げられており、国際的な分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けて、海外留学の促進や平和構築・開発分野における研修等の充実を図っています。

宜野座村男女共同参画推進条例においても、基本理念の一つに「男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接に関係していることを理解し、国際的協調のもとに行われること」を掲げ、国際交流、平和・国際社会への貢献を推進しています。

国際交流は、海外留学事業としてハワイに中高生を派遣し、現地の大学で英会話やハワイの文化・歴史などを学び、村人会にホームステイをし、異文化を認め合う交流を行っています。また、明治時代に本村から南米やハワイに多くの海外移民を送り出している歴史から、その子弟を受け入れする世界ギノザンチュ子弟研修生受入事業や本村から青年を派遣する世界のギノザンチュ交流事業を通じて、国際交流の推進を図っています。

また、慰霊の日を迎えるにあたり、小学校内で講演会や写真等の資料展を実施し、特設授業として戦争体験者の講話、宜野座村で実際に起きた戦争の紙芝居等の講話を行っています。また、小学 6 年生を対象に、平和祈念資料館や対馬丸記念館、ひめゆりの塔、糸数壕へ見学を行う等の平和教育を行っています。今後も平和教育と国際交流を積極的に推進していかなければなりません。

SDGs 関連目標	4 質の高い教育を みんなに 	5 ジェンダー平等を 実現しよう 	10 人や国の不平等 をなくそう 	11 住み続けられる まちづくりを 	16 平和と公正を すべての人に 	17 パートナースhipで 目標を達成しよう 
--------------	---	---	---	---	---	---

【施策の展開】

No	施策	施策の内容	所管課
1	平和教育の推進	平和を愛し、世界平和に貢献できる児童生徒の育成のため、戦争体験者を各校に招いての講話や、村立博物館と連携し各校へ講師派遣を行います。 また、修学旅行や平和教育の授業の一環として、平和祈念資料館、対馬丸記念館、ひめゆりの塔、糸数壕などへの校外学習に取り組みます。	教育課
2	国際交流	中・高校生を英語圏へ派遣することで、体験を通して外国文化の理解を深めるとともに国際感覚を養い、国際化社会に対応できる人材の育成に取り組みます。 世界のギノザンチュとのネットワークやアイデンティティーの次世代継承、国際化対応等を図るため、南米三カ国やハワイ等との国際交流を進めます。	教育課 企画課

【成果指標】

No	KPI	現状値	目標値
1	ジュニア海外語学研修派遣事業による派遣者数	6 人 (R2 年度)	30 人 (R3～7 年度)
2	ジュニア海外語学研修派遣事業による派遣者の村民等への報告等の活動	1 回 (R2 年度)	1 回以上 (R7 年度)

2 基本目標2 すべての人が共に参加できる社会づくりの促進

女性の社会進出が進む中、家庭における役割分担は、いまだ女性(妻)が中心となっており、男性(夫)の家庭生活への参画、男性の意識改革が必要です。

自治会活動やPTA活動、ボランティア活動等の地域活動は、地域の中での村民同士の支え合いや関係づくりに資するほか、活力ある豊かな地域社会の構築に向けて重要な取り組みであると言えます。

また、近年増加している風水害等の大規模災害も踏まえ、男女共同参画の視点による防災対策、政策・方針決定段階の現場等における女性の参画が望まれています。

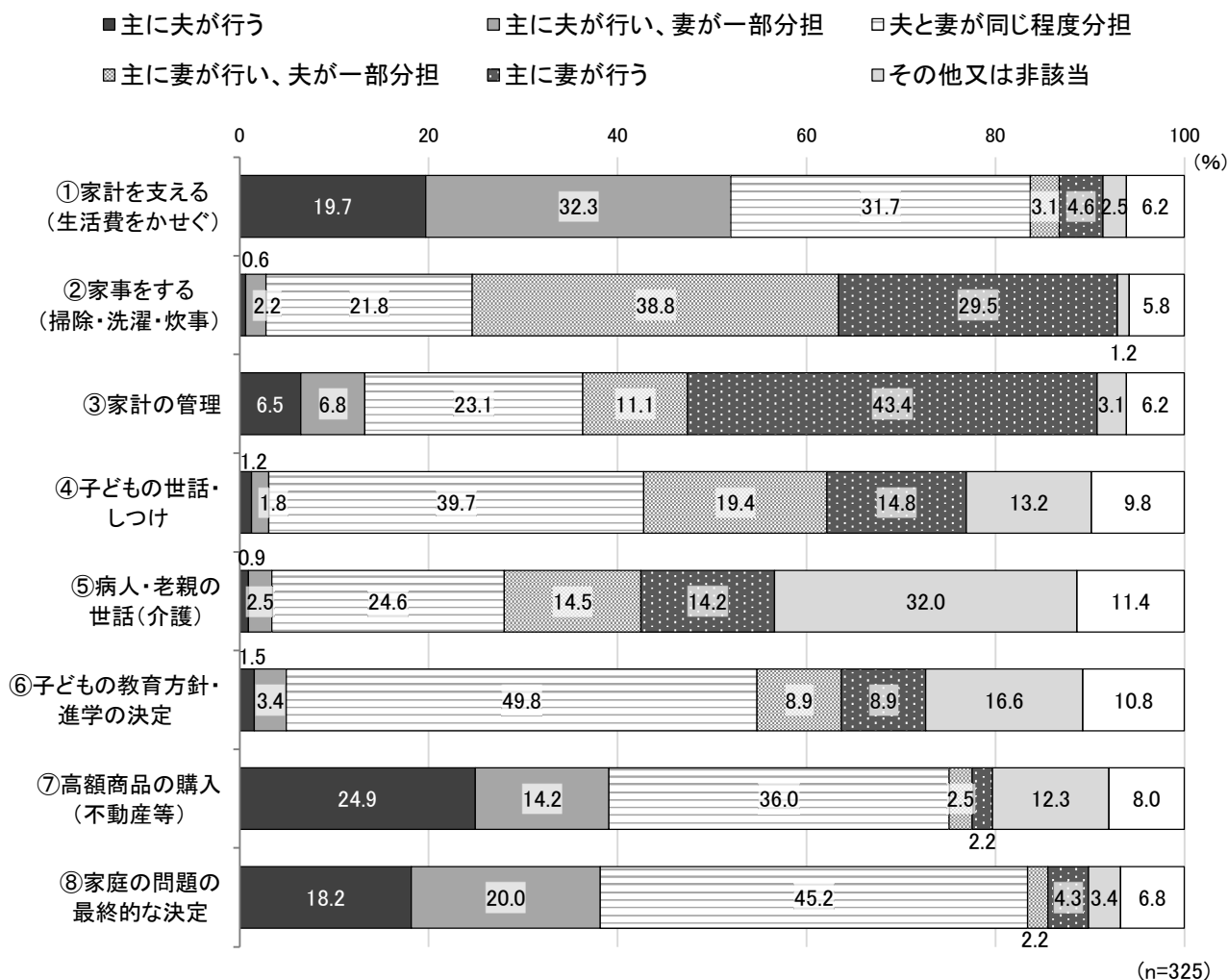
(1)【基本施策2-1】 家庭における男女共同参画の推進

目指す むらの姿	家族全員で意見を出し合い、互いの協力により、豊かで充実した家庭を築いています。
-------------	---

【現状・課題】

村民意識調査結果によると、日常の家庭内の役割分担状況は、「家事をする」、「家計の管理」、「病人・老親の世話」、「子どもの世話・しつけ」等、多くの分野について妻が行っているという状況にあり、家庭内では、依然として女性に負担が偏っている実態が見受けられます。家庭内における男女共同参画を実現するためには、家庭内の役割もシェアする時代であることを認識し、意識を改善し行動することが重要です。

図表 家庭内の役割分担



出所：村民意識調査結果

SDGs 関連目標	5 ジェンダー平等を実現しよう 	10 人や国の不平等をなくそう 
--------------	--	--

【施策の展開】

No	施策	施策の内容	所管課
1	普及啓発	家庭における男女共同参画を促進するため、「家庭の日(毎月第3日曜日)」の普及啓発を実施します。	総務課 教育課
		家事は女性の仕事という意識を改善するため、広報紙やホームページを活用し、家庭での男女共同参画に関する情報提供を行います。	総務課 企画課
2	子育て	育児相談や親同士の交流、親子のスキンシップを通して育児不安を軽減するため、パパ・ママサークルを進めます。	健康福祉課

【成果指標】

No	KPI	現状値	目標値
1	パパ・ママサークルの参加人数	29 人 (R2 年度)	45 人 (R7 年度)
2	パパ・ママサークルのパパの参加率	1 % (R2 年度)	5 % (R7 年度)

(2)【基本施策2-2】 社会活動への参加の促進

目指す むらの姿	すべての人が同じように地域の行事等に関わり、大人も子どもも豊かで住みよいむらづくりに貢献しています。
-------------	--

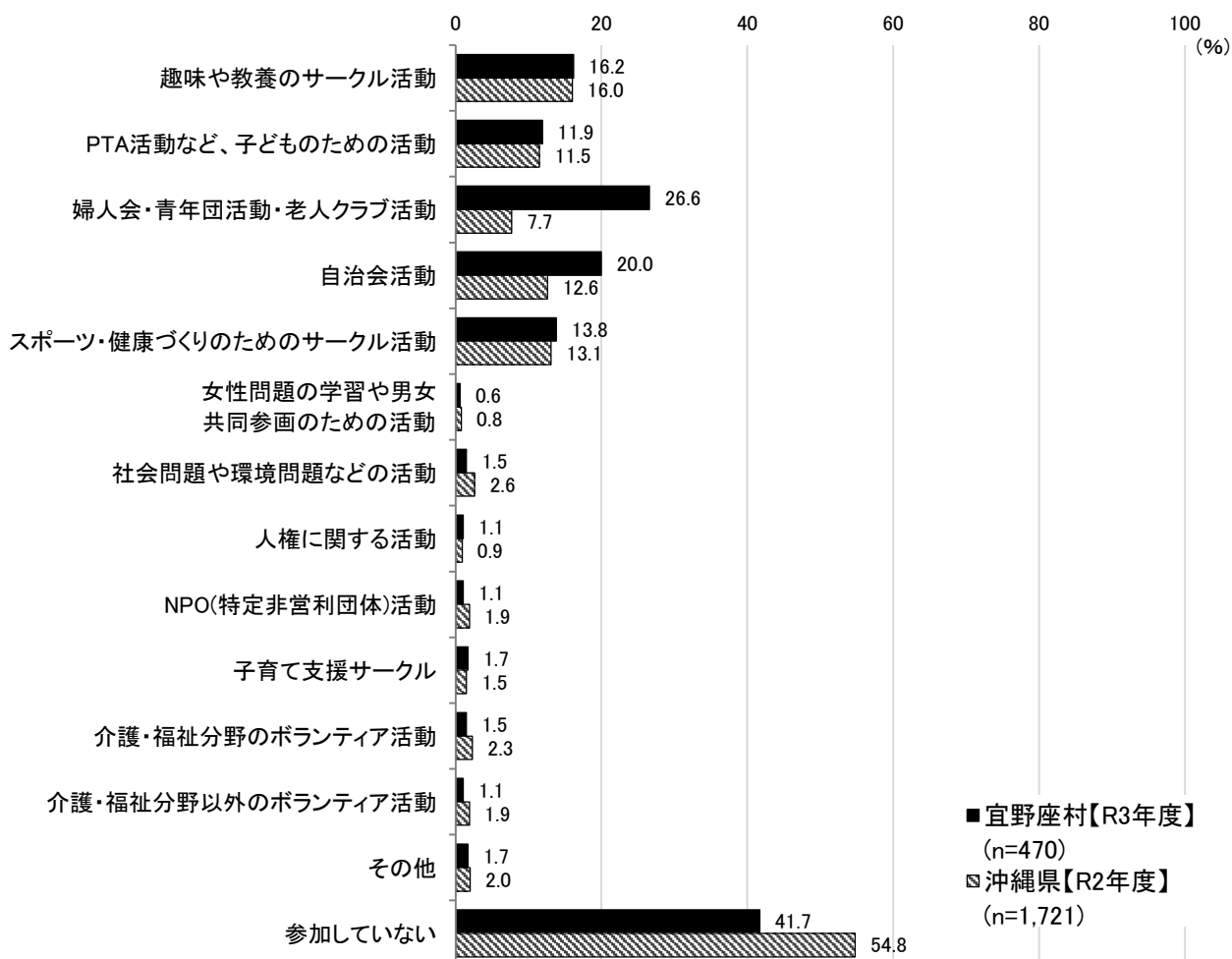
【現状・課題】

村民意識調査結果によると、新型コロナウイルス感染拡大の影響により「参加していない」と回答した割合が最も高いものの、宜野座村の「社会活動への参加状況」は県と比較し、「婦人会・青年団活動・老人クラブ活動」、「自治会活動」が、活発に行われている状況にあります。

一方、意識調査の自由意見からは、若者と高齢者の意見相違や未だ男性優位のしきたりが存在することが挙げられています。

ボランティアの育成や地域コミュニティ活動を推進して、地域・社会活動に老若男女が参加することを支援するとともに、活動における意思決定の場への女性の参画を促すなど、すべての村民が十分に活動できるよう意識の啓発に努めます。

図表 社会活動への参加状況



出所：村民意識調査結果、県民意識調査結果

SDGs 関連目標	5 ジェンダー平等を実現しよう 	10 人や国の不平等をなくそう 	11 住み続けられるまちづくりを 
--------------	--	--	---

【施策の展開】

No	施策	施策の内容	所管課
1	人材育成	村民や地域が主体となって企画・提案ができるよう、専門家の派遣、むらづくり活動資金の助成、各種情報の提供等、地域活動の支援・サポート体制等の構築を検討します。	企画課
		未来のむらづくりの中心となる若手の村職員を対象に、むらづくりに係る場を創出し、企画力を備え、次世代の担い手育成に取り組めます。	総務課 企画課
2	活動支援	各区婦人会の諸活動を促進するため、積極的に情報の提供を図り、それぞれ活動するグループに対し、育成・支援に努めます。	教育課
		子ども会や、地域と深くかかわるボランティア活動をより促進するため、情報の提供や学習機会の充実を図るよう、関係機関、団体等との連携と環境の整備に努めます。	教育課

【成果指標】

No	KPI	現状値	目標値
1	村民参画の場づくり・機会への参加人数	0 人 (R2 年度)	30 人 (R7 年度)

(3)【基本施策2-3】 防災分野における男女共同参画の推進

目指す むらの姿	地域の助け合いにより、すべての村民が安心して生活する村 になっています。
-------------	---

【現状・課題】

平成23(2011)年の東日本大震災や平成28(2016)年の熊本地震、台風上陸に伴う風水害等、近年多くの自然災害が発生しています。

東日本大震災等の避難所では、女性の視点に欠ける運営がなされたことから、男女共同参画の視点を、防災や減災に取り入れることの重要性が認識されており、令和2(2020)年には、内閣府が「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」等の方針が示されています。

だれもが安心して暮らせるむらづくりのために、多様なニーズや意見に配慮した防災体制の確立を目指し、女性や地域のボランティアやNPO等の参画による地域防災力の強化に向けた取り組みが求められています。

SDGs 関連目標	5 ジェンダー平等を 実現しよう 	11 住み続けられる まちづくりを 	13 気候変動に 具体的な対策を 
--------------	--	---	--

【施策の展開】

No	施策	施策の内容	所管課
1	自助共助の地域 づくり	防災の原点である自助・共助の取り組みを推進 するため、自主防災組織を育成します。	総務課
2	防災分野への女 性の参画	防災会議に女性委員を登用し、女性の視点を活 かした地域防災計画を策定します。	総務課

【成果指標】

No	KPI	現状値	目標値
1	自主防災組織の立ち上げ	1 (R3 年度)	6 (R7 年度)
2	防災会議女性委員数	0 名 (R3 年度)	2 名 (R7 年度)

3 基本目標3 個性と能力を発揮できるむらづくり

男女共同参画社会においては、性別に関係なく、誰もがその能力を十分に発揮し、生き生きと働くことができ、地域における方針の立案及び決定の場など、あらゆる分野において、平等に参画する機会が確保されることが重要です。

特に、職場は生活の経済的基盤を形成するものであり、誰もが多様な働き方を実現できることや、性別による差別的な扱いを受けないこと、仕事や育児・介護等の両立支援など持続可能な生活ができる環境整備を図ります。

(1)【基本施策3-1】政策・方針決定過程への参加の促進

目指す むらの姿	すべての村民が共に方針決定過程に加わり、いきいきと活躍しています。
-------------	-----------------------------------

【現状・課題】

宜野座村では、平成 26(2014)年に初の女性村議会議員が誕生しており、令和 2 (2020) 年時点では村議会議員に占める女性の割合は 8.3%となっています。

審議会や委員会等（法律、条例によって設置）における委員に占める女性の割合は、委員の選出があて職による選出等の理由で県を下回っており、女性の参画拡大を目指すためには、これらの政策方針決定の場への女性の登用方法について検討が必要です。

公務員の管理職に占める女性の割合は、令和 3 (2021) 年時点で 14.3%と県と同等であり、管理職候補の女性の割合も増加していることから、今後は職域拡大等の取り組みが必要になると考えられます。

宜野座村の女性の管理的職業従事者割合は、令和 2 (2020) 年時点では全国や沖縄県を下回っており、この一要因として、農業従事者の割合が高いことが考えられます。

村民意識調査結果によると、女性の管理職等への社会進出が少ない理由について、全体では「男性優位の社会の仕組みや制度がある」、「女性の能力発揮のチャンスが男性と同じように与えられていない」が高く、性別でみると男女差が大きいものとして「女性は指導力が低い」というような女性の能力に対する偏見がある」、「女はでしゃばるものではない」という社会通念がある」、「家族の理解や協力が得にくい」があり、地域や家庭における男女共同参画の意識改革が必要と考えられます。

図表 宜野座村議会議員に占める女性の割合

単位：％（女性の人数／総数）

区 分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 1 年度	R 2 年度
沖縄県	8.6	8.9	9.7	9.5	9.7	9.6
宜野座村	8.3(1/12)	8.3(1/12)	8.3(1/12)	8.3(1/12)	8.3(1/12)	8.3(1/12)

出所：内閣府女性参画状況見える化マップ

図表 審議会等委員に占める女性の割合

単位：％（女性の人数／総数）

区 分	H29 年度	H30 年度	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度
沖縄県	28.0	28.6	28.4	27.1	29.9
宜野座村	15.5(16/103)	21.3(17/80)	19.1(18/94)	19.1(18/94)	16.3(14/86)

出所：内閣府女性参画状況見える化マップ

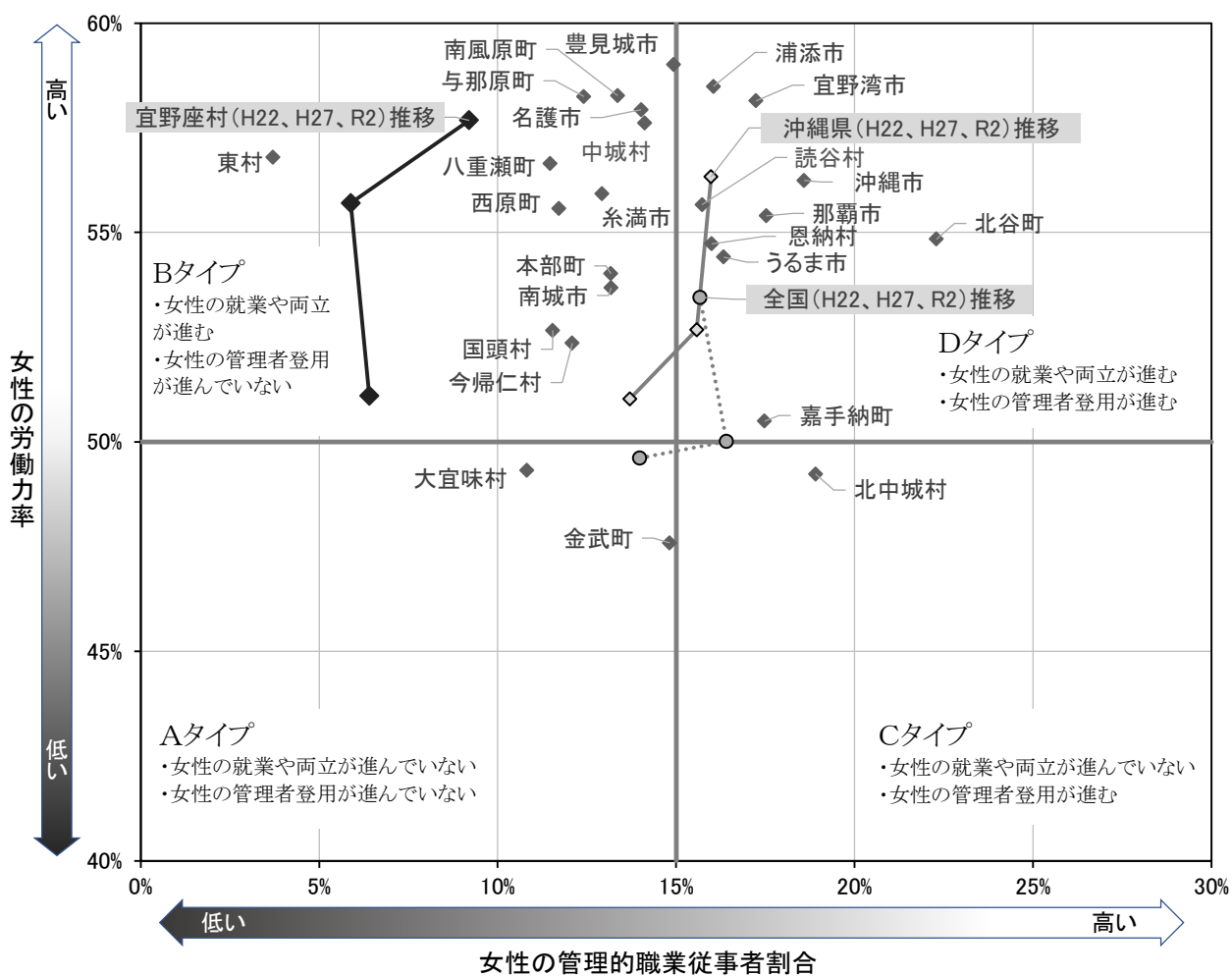
図表 公務員の管理職に占める女性の割合

単位：％（女性の人数／総数）

区 分	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度
沖縄県	10.7	11.9	12.7	13.2	14.0	14.9
宜野座村	8.3(1/12)	8.3(1/12)	8.3(1/12)	15.4(2/13)	14.3(2/14)	14.3(2/14)

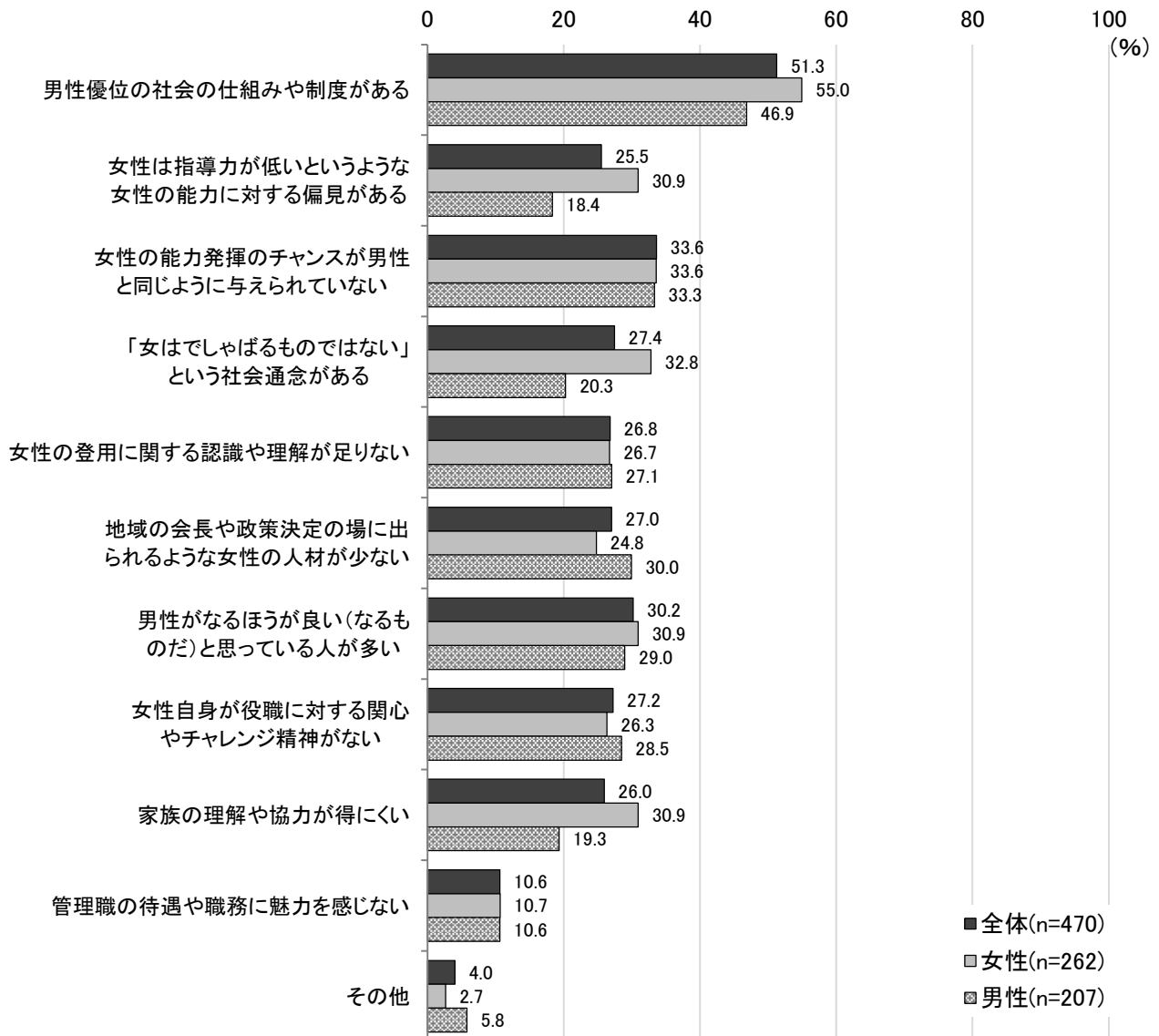
出所：内閣府女性参画状況見える化マップ

図表 女性の労働力率と民間における管理的職業従事者割合（沖縄本島市町村）



出所：令和2年国勢調査、全国・沖縄県・宜野座村については平成22年・平成27年・令和2年国勢調査

図表 女性の管理職等への社会進出が少ない理由



出所：村民意識調査結果

SDGs 関連目標	5 ジェンダー平等を 実現しよう 	8 働きがいも 経済成長も 	10 人や国の不平等 をなくそう 
--------------	---	--	---

【施策の展開】

No	施策	施策の内容	所管課
1	審議会等への女性の登用推進	各種審議会等への女性の登用拡大を図り、男女共同参画意識の啓発を進めます。 地方自治法第 202 条の 3 に基づく委員会等の所管課 総務課・健康福祉課・教育課・村民生活課・上下水道課・企画課・産業振興課 地方自治法第 180 条の 5 に基づく委員会等の所管課 教育課・村民生活課・議会事務局・農業委員会	総務課 健康福祉課 教育課 村民生活課 上下水道課 企画課 産業振興課 議会事務局 農業委員会
2	女性職員の登用推進及び人材育成	令和 3(2021)年 7 月に策定した「宜野座村特定事業主行動計画【後期・改訂】」に基づき、女性職員のキャリア教育や職域を拡大し、女性の職業生活における活躍の推進を図ります。	総務課

【成果指標】

No	KPI	現状値	目標値
1	審議会等への女性登用率	16.7% (R2 年度)	30% (R7 年度)
2	管理的地位にある職員の占める女性の数	2 名 (R2 年度)	2 名以上 (R7 年度)
3	課長補佐相当職の女性職員の割合	28.6% (R2 年度)	35%以上 (R7 年度)

(2)【基本施策3-2】 職場でのジェンダー平等の推進

目指す むらの姿	募集・採用や昇進・配置、賃金などでの格差が解消され、個性、能力、意欲が十分に発揮できています。
-------------	---

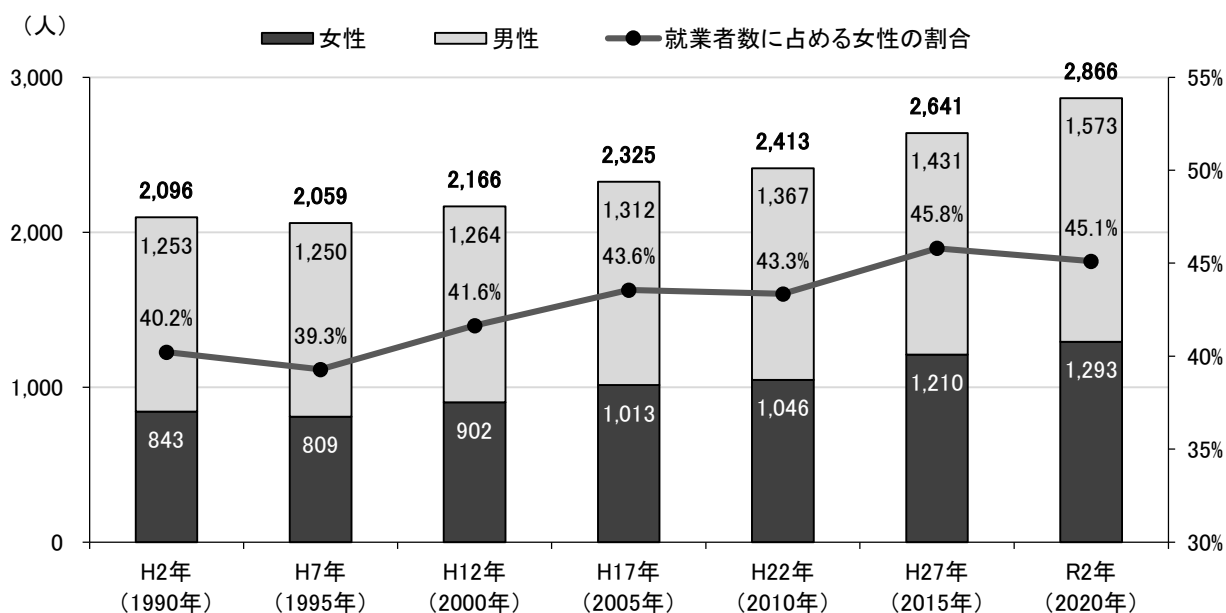
【現状・課題】

宜野座村の女性就業者数、女性就業割合は、ともに増加傾向にあります。

村民意識調査結果によると、女性が仕事を持つことに対する意識について、結婚や出産、子育てなどを要因に、仕事を始めるタイミングに差異はありますが、仕事を持つことに対する肯定的な意見が7割以上となっており、女性の社会進出への意識が高いことがわかります。一方、性別による職場環境の状況については、「賃金・昇進・昇格」、「人事配置」、「募集や採用時」において男性が優遇されていると感じている割合が高く、女性の就業・起業支援、働きやすい環境づくりを推進していく必要があります。

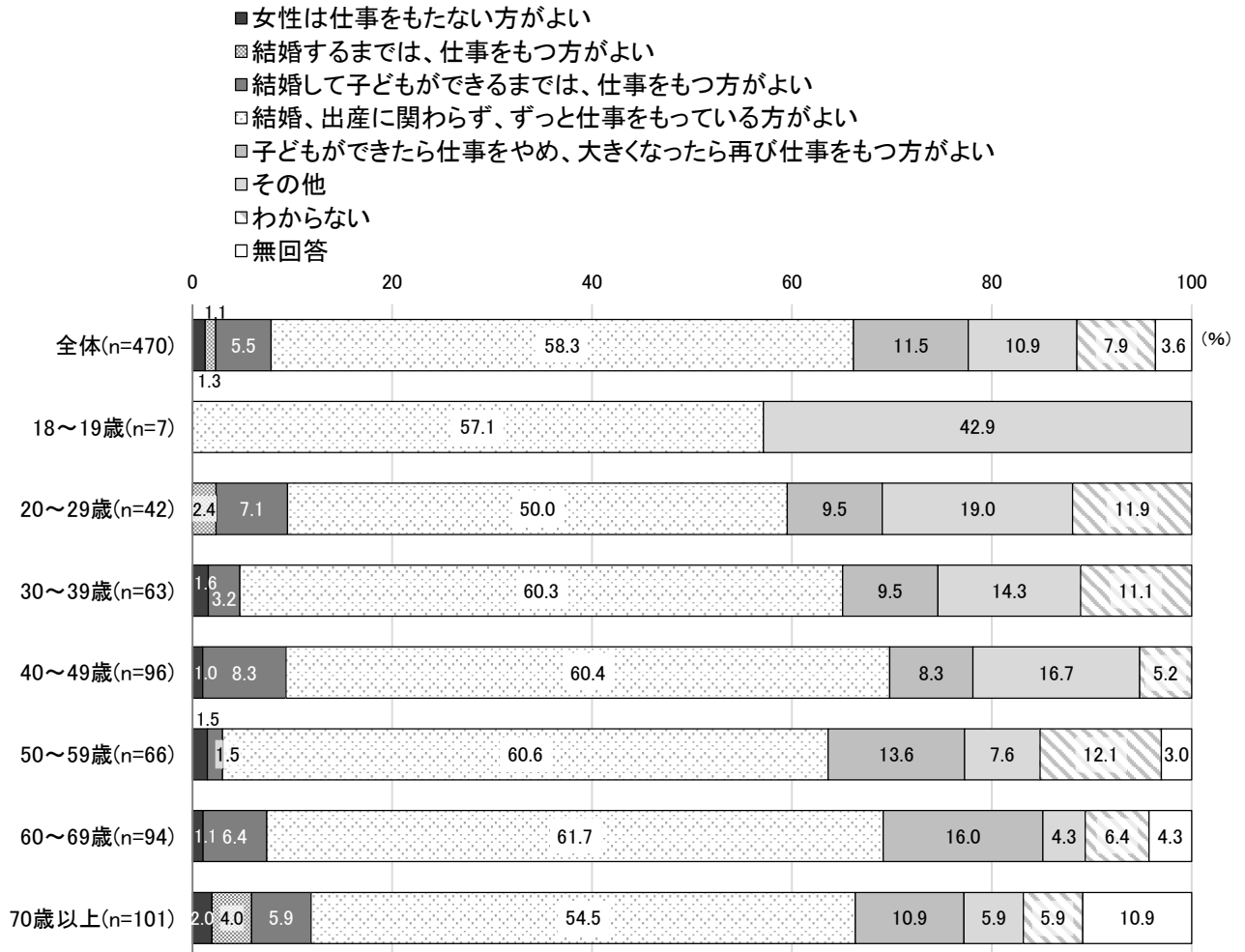
宜野座村の就労支援の取り組みとして、人材サポートセンターで求職者と事業所の登録を行い、マッチング支援を行っています。また、県の女性労働センターと協賛して令和2(2020)年と令和3(2021)年にセミナーを開催するなど、女性の就業支援に取り組んでいます。

図表 男女別就業者数と就業者に占める女性の割合



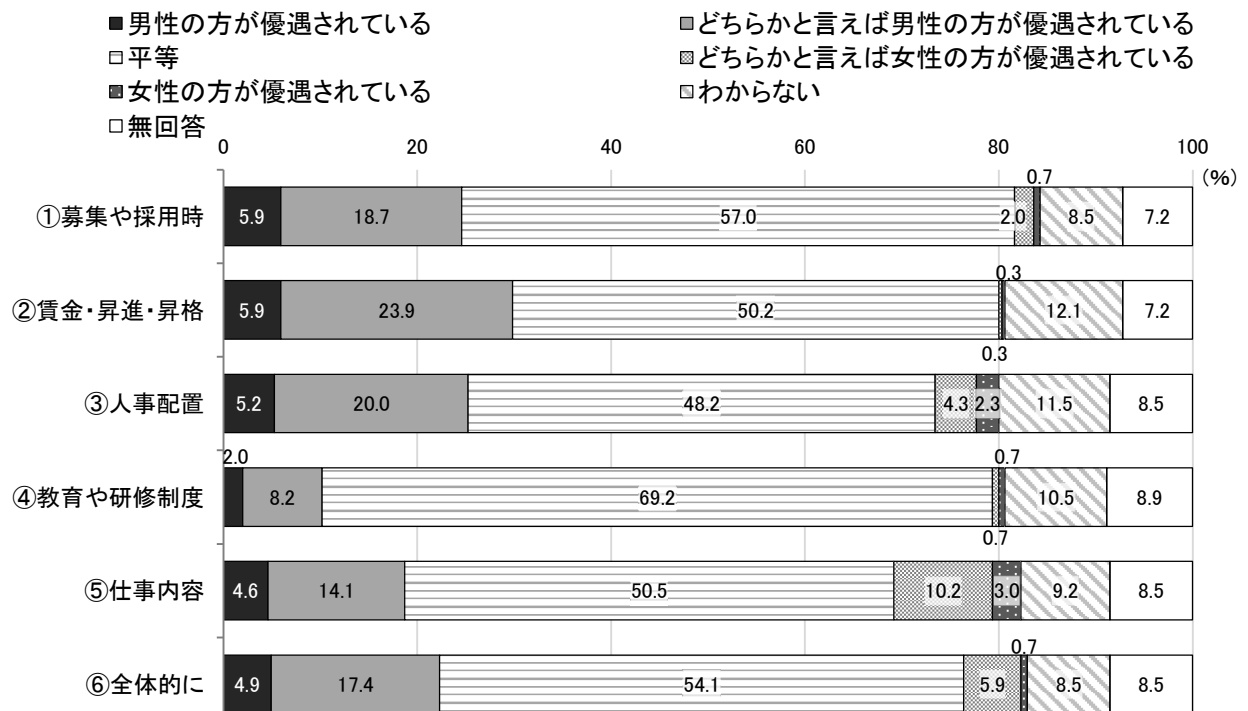
出所：国勢調査

図表 女性が仕事をもつことに対する意識



出所：村民意識調査結果

図表 性別による職場環境の状況



出所：村民意識調査結果

(n=305)

SDGs 関連目標	5 ジェンダー平等を 実現しよう 	8 働きがいも 経済成長も 	10 人や国の不平等を なくそう 
--------------	---	--	---

【施策】

No	施策	施策の内容	所管課
1	創業・起業支援	宜野座村商工会と連携し、産業競争力強化法の認定を受け、創業・起業する村内事業者の補助金申請支援、事業計画策定や沖縄公庫制度融資及び県制度融資等の斡旋支援を促進します。	観光商工課
2	就業支援	無料職業紹介所宜野座村人材サポートセンターによる効率的な作業方法等についての講習会等を実施するとともに、求人者と求職者の雇用関係成立の斡旋や就職相談等に取り組みます。	観光商工課
3	就業継続支援	宜野座村商工会と連携し、商工業の経営革新計画認定支援及び経営指導員等による巡回・窓口相談、各種セミナー・講習会等の開催、専門家派遣等の経営基盤強化の支援を促進します。	観光商工課

【成果指標】

No	KPI	現状値	目標値
1	事業計画策定セミナー参加事業者数	6 (H30 年度)	10 (R7 年度)

(3)【基本施策3-3】 安心して働き続けることのできる環境づくり

目指す むらの姿	村全体で子育て支援が行われ、子育て家庭が安心して子どもを 生み育てられる環境が整っています。
-------------	---

【現状・課題】

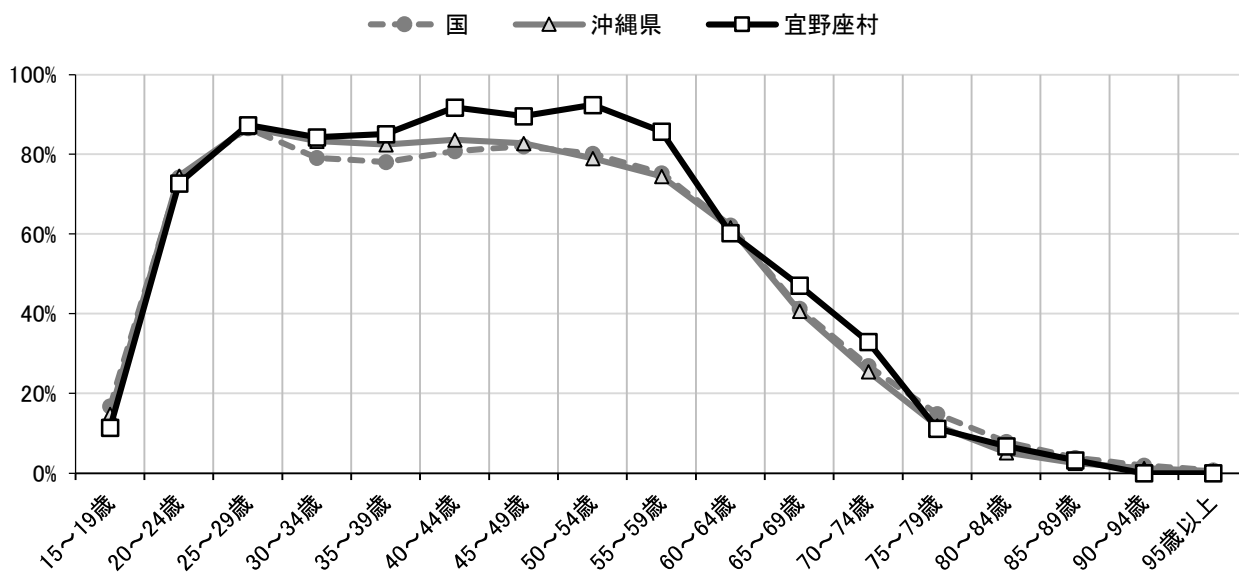
女性の労働力率をみると、全国的には20代後半から40代前半までが谷となる「M字カーブ」となっており、これは出産、育児期に離職する女性が多いことによるものです。一方、宜野座村、沖縄県は「M字カーブ」の底が浅く、共働きが多いことが考えられます。村民意識調査結果によると、宜野座村の既婚者の就業状況は、子育て世代である20歳から59歳までの8割以上が共働きとなっており、多くの家庭で男女ともに経済的な役割を担っている状況です。

また、仕事と子育ての両立に加え、介護との両立も男女に共通した課題となっています。村民意識調査結果によると、女性が出産後も離職せずに同じ職場で働き続けるために必要なこととして、「保育所や学童クラブなど、子どもを預けられる環境の整備」が突出して高くなっており、「男性の家事参加への理解・意識改革」「職場における育児・介護との両立支援制度の充実」も望まれています。

宜野座村では、年度当初における待機児童は発生していないものの、年度途中における待機児童が発生している状況にあります。また、放課後児童クラブについては、実施している区の運営方針により地域間差が生じている状況にあります。

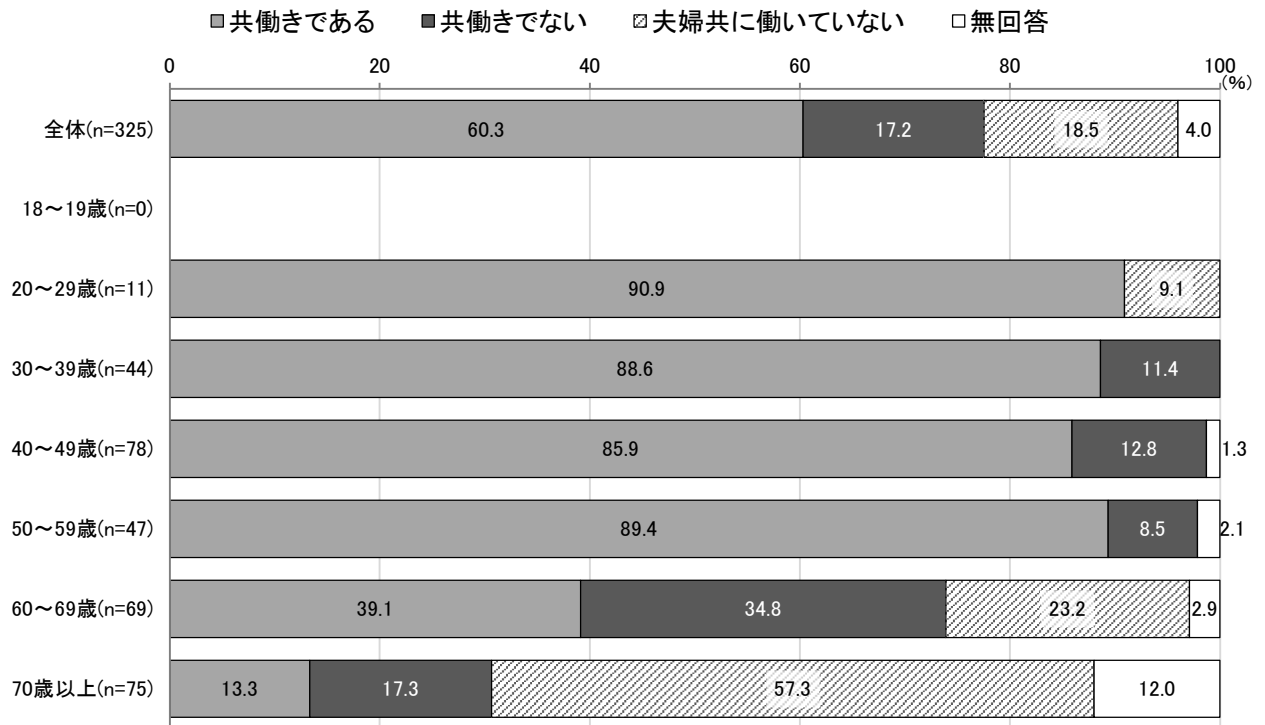
すべての人がともに働き続け、安心して家事、育児、介護等の家庭的責任を担い、地域社会にも参加しながら主体的に生活することができるよう、子育てや介護への支援に取り組む必要があります。

図表 女性の年齢別労働力率の比較



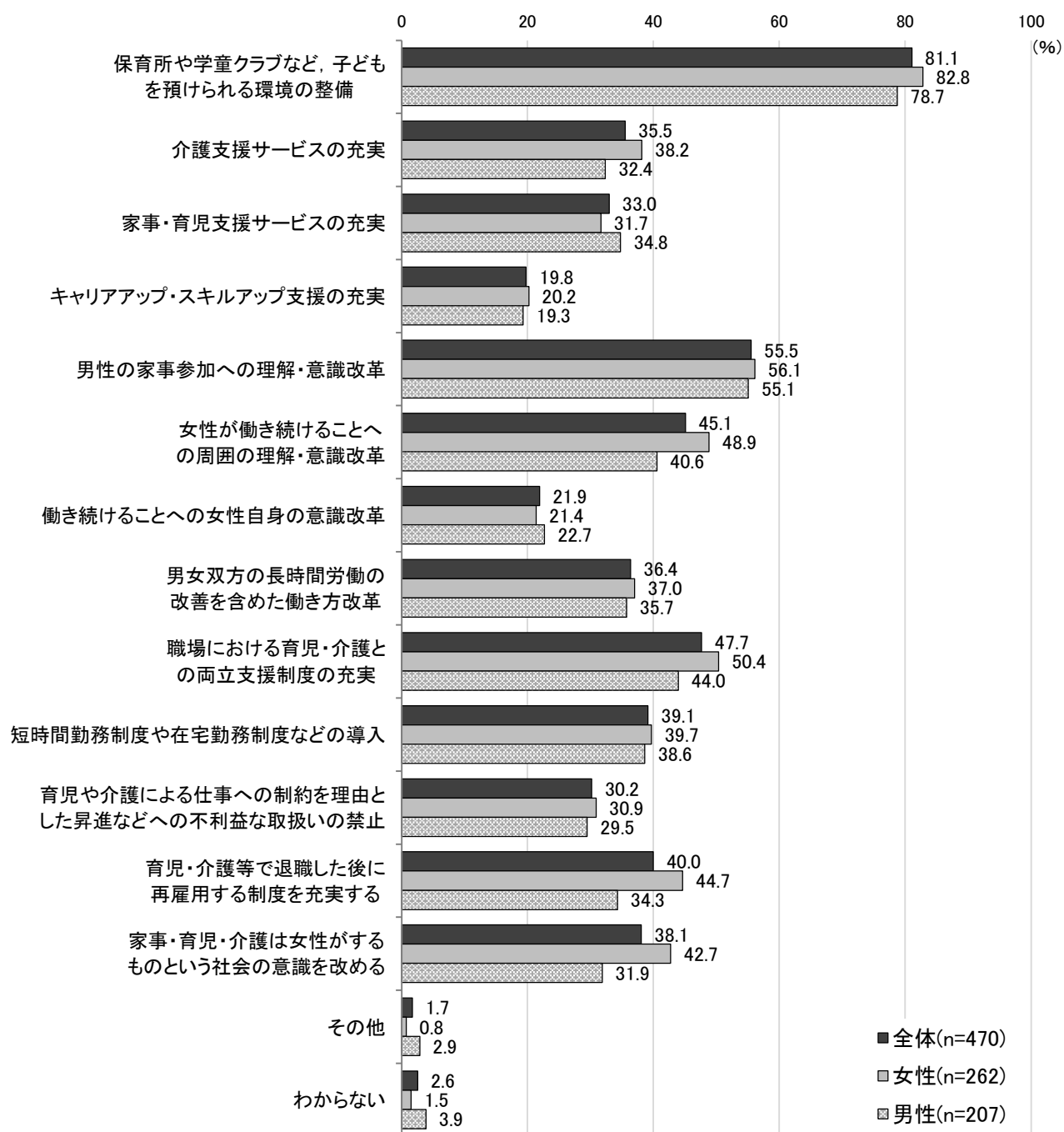
出所：令和2年国勢調査

図表 共働きをしているか



出所：村民意識調査結果

図表 女性が出産後も離職せずに同じ職場で働き続けるために必要なこと



出所：村民意識調査結果

図表 待機児童数の推移(単位:人)

区 分	H27 年 (2015 年)	H28 年 (2016 年)	H29 年 (2017 年)	H30 年 (2018 年)	H31 年 (2019 年)	R2 年 (2020 年)	R3 年 (2021 年)
沖縄県	2,591	2,536	2,247	1,870	1,702	1,365	564
宜野座村	0	0	0	11	0	0	0

出所：沖縄県 子ども生活福祉部 子育て支援課

※各年 4 月 1 日現在(令和 3 年は速報値)

SDGs 関連目標	3 すべての人に 健康と福祉を 	4 質の高い教育を みんなに 	8 働きがいも 経済成長も 
--------------	--	---	--

【施策の展開】

No	施策	施策の内容	所管課
1	子育て家庭を支援する地域づくり	保護者の就業状況を問わず希望する就学前教育や保育を受けることができるよう、各種保育サービスの充実を図るとともに、定員枠の拡大や人員体制の強化等の受け皿の整備、保育所施設（認定こども園設置検討等）の充実により、待機児童ゼロをめざします。	健康福祉課
		共働き家庭やひとり親家庭等の子育て支援の充実を図るため、時間外（延長）保育や一時預かり保育、幼稚園での預かり保育に取り組みます。	健康福祉課 教育課
	児童の健全育成	地域の人材等を活用した放課後等の子どもたちの学習支援や習い事等の指導を行います。	教育課
		児童生徒の放課後活動の支援を図るため、各地域（区）における放課後児童健全育成事業の強化に取り組みます。	健康福祉課
		地域において、育児の援助を受けたい人や支援したい人がファミリー・サポート・センター会員となり、会員間で育児をサポートします。また、育児サポーター養成講座を開催し、提供会員の育成やサポート会員の増加に取り組みます。	健康福祉課
2	住宅環境整備	若年ファミリー層等に対応した住環境の整備や、村営住宅における優先入居等に取り組みます。	建設課

【成果指標】

No	KPI	現状値	目標値
1	待機児童数(4月時点)	0人 (R3年)	0人 (R7年)
2	放課後児童健全育成事業	4(全域) (R2年度)	4(全域) (R7年度)
3	村営住宅における若者子育て世帯の入居世帯数	52世帯 (R2年度)	58世帯 (R7年度)

(4)【基本施策3-4】 すべての人が共に社会、地域、家庭づくりを進める
社会環境の整備

目指す むらの姿	家庭生活と地域活動のバランスがとれ、すべての人がゆとり と充実感をもって働いています。
-------------	--

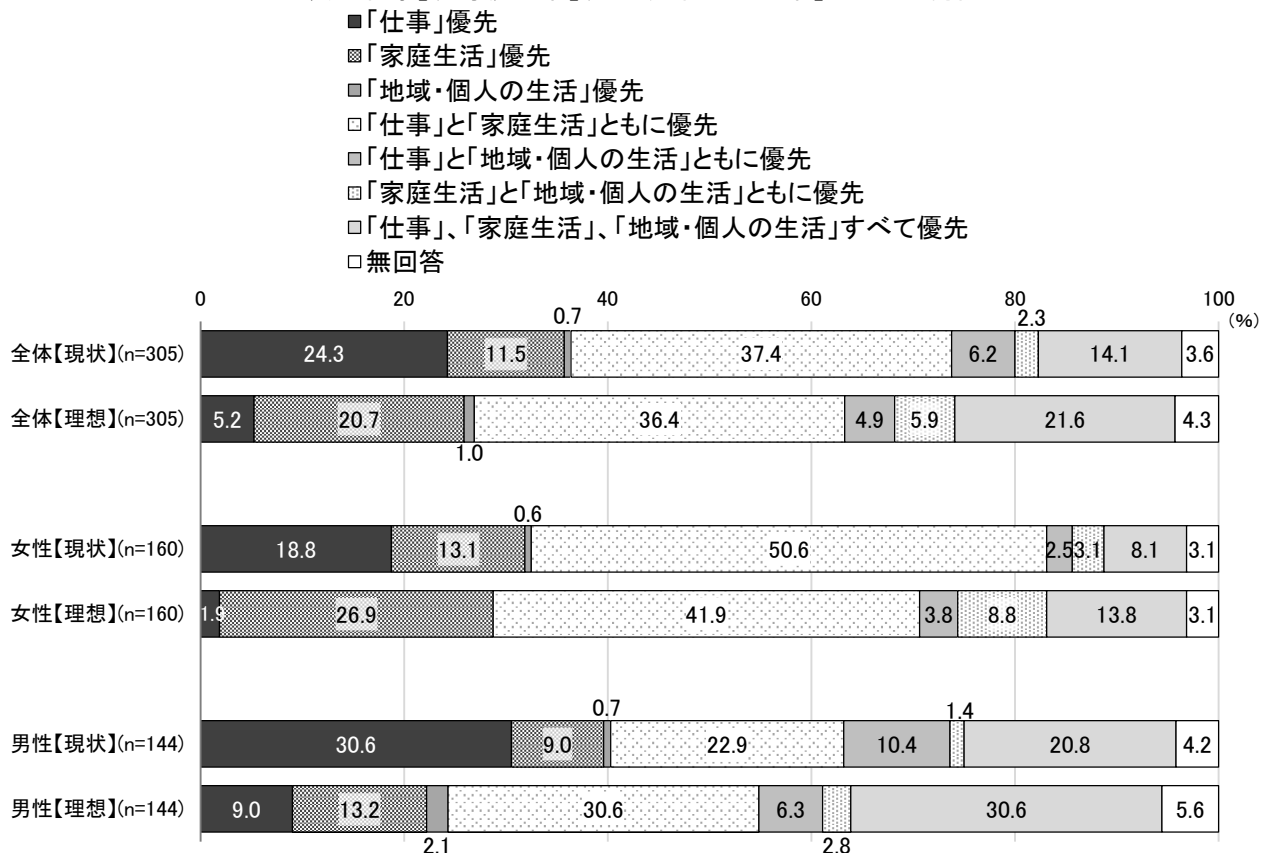
【現状・課題】

すべての人が個性と能力を十分に発揮して社会のあらゆる活動に参画していくためには、働きたい人すべてが、仕事か生活（家事・子育て・介護などの家庭生活、地域でのボランティア活動など）かの二者択一を迫られるのではなく、多様で柔軟な働き方を通じた仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現できるようにすることが大切です。

村民意識調査結果によると、「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の理想と現状について、全体では、理想と現状の両方において「「仕事」と「家庭生活」ともに優先」が最も高くなっていますが、理想と現状に大きな乖離があるのは、「「仕事」優先」と「「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」すべて優先」となっており、現状は、男性・女性ともに仕事を優先せざるを得ない状況にあることがわかります。

長時間労働等の仕事の比重が大きい状態は、生活の豊かさを奪うものでもあるため、長時間労働の抑制や、効率的な働き方への転換などの改革が必要です。

図表 「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の理想と現状



出所：村民意識調査結果

SDGs 関連目標	5 ジェンダー平等を実現しよう 	8 働きがいも経済成長も 
--------------	--	---

【施策の展開】

No	施策	施策の内容	所管課
1	普及啓発	働くすべての人が仕事と家庭を両立し、協力しながら子育てや家庭生活を送ることができるよう、ワーク・ライフ・バランスの考え方の周知を図ります。	健康福祉課
		男性の育児休業取得、家庭生活への参画をはじめ、仕事と子育てが両立できる雇用環境の改善を村商工会等とともに村内事業所に働きかけます。	観光商工課
2	役場における率先した取り組み	令和3(2021)年7月に策定した「宜野座村特定事業主行動計画【後期・改訂】」に基づき、育児休業取得の推進や超過勤務の削減及び人事異動の配慮などの取り組みを推進します。	総務課

【成果指標】

No	KPI	現状値	目標値
1	育児休業を取得する男性職員の割合	0% (R2 年度)	10% (R7 年度)
2	年間 100 時間以上超過勤務する職員の割合	5.6% (R1 年度)	5%以下 (R7 年度)

基本目標 4 人権を尊重し、安心して暮らせるむらづくり

誰もが共に安心して暮らしていくうえで最も基本的なことは、私たち一人ひとりの人権が尊重される豊かで暮らしやすい社会になることです。

パートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等は人権を著しく侵害するものであり、絶対に許されるものではなく、男女共同参画社会を形成していく上で根絶すべき重要な課題となります。

また、人生 100 年時代を見据え、ライフステージに沿った切れ目のない健康づくりを推進することも重要です。

さらに、女性等の貧困を解消するとともに、高齢者・障がい者・ひとり親家庭、その他様々な家庭の人たちも安心して暮らせる環境整備に努めます。

(1)【基本施策4-1】 あらゆる暴力の根絶

目指す むらの姿	人権を尊重し、すべての村民が安心して笑顔で暮らせる村になっています。
-------------	------------------------------------

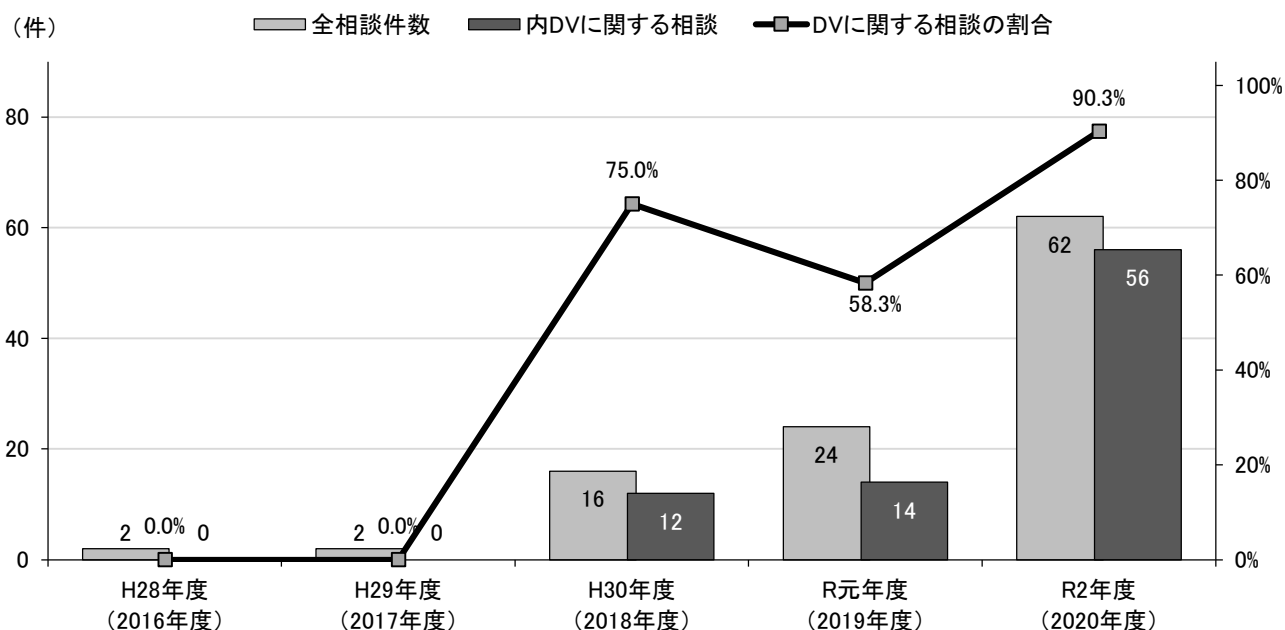
【現状・課題】

近年、社会問題となっているDV（ドメスティック・バイオレンス）や児童虐待、セクシュアル・ハラスメント、性暴力などを防ぐためにも、人権の尊重について普及・啓発に努め、暴力に対する意識を高めていく必要があります。

宜野座村在住者からの女性相談所及び各福祉事務所への相談件数は、令和2（2020）年度に大きく増加しており、そのほとんどがDVに関する相談となっています。

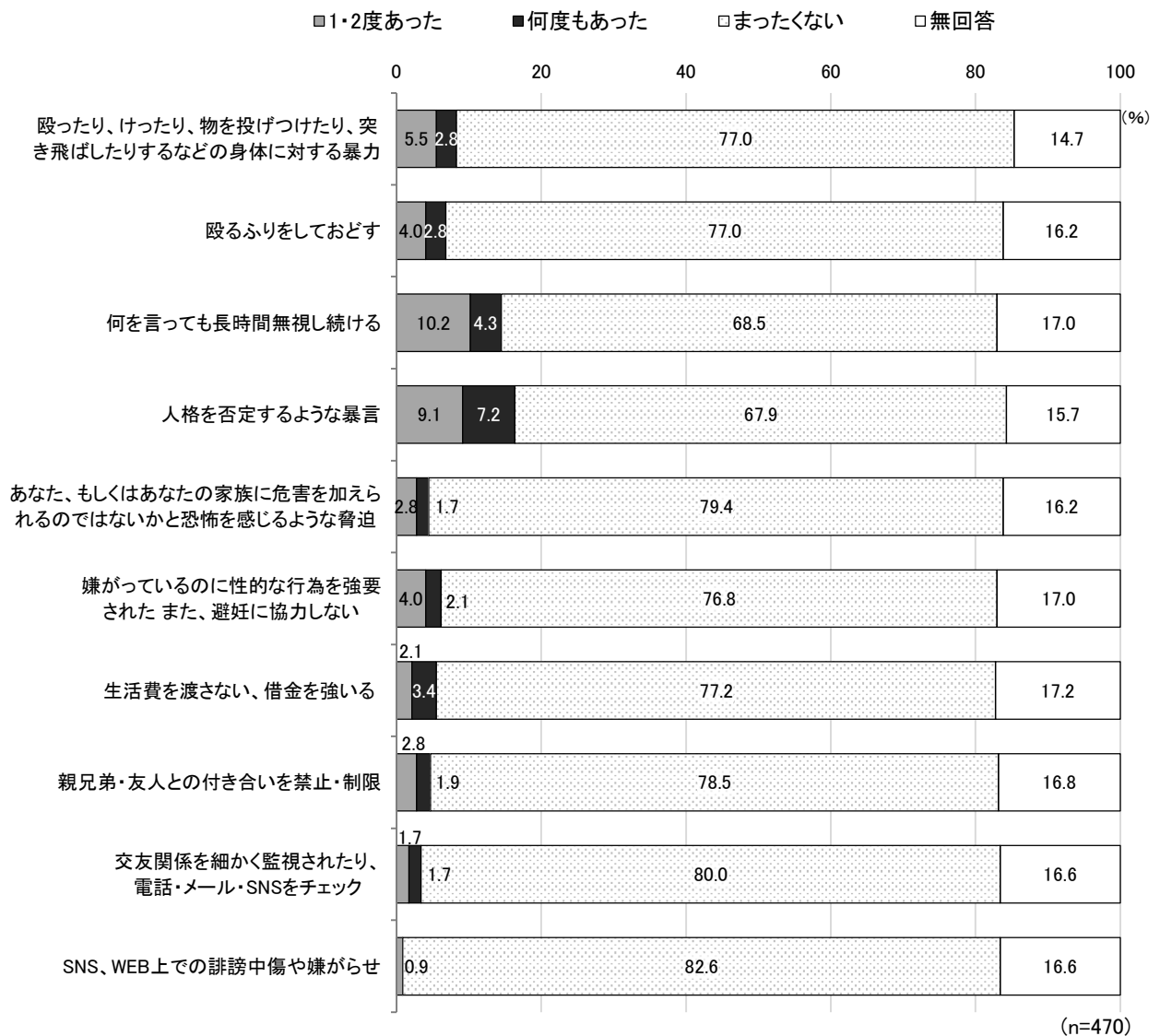
また、村民意識調査結果によると、配偶者からの暴力経験のある方は決して少なくありません。DV経験のある方のDVについての相談先については、「どこ（だれ）にも相談しなかった（できなかった）」が最も多く、次いで「家族や親戚、友人や知人に相談した」となっています。暴力について、「どこ（だれ）にも相談しなかった（できなかった）」理由として、「相談するほどのことではないと思ったから」や「自分にも悪いところがあると思ったから」、「自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけるといったから」の割合が高く、公的機関や専門家へ相談せず、自分や家庭の中だけの問題として抱え込んでいるケースも多く存在していると考えられ、早期発見、保護、生活再建への支援を提供することが必要です。

図表 女性相談所及び各福祉事務所への相談件数の推移（宜野座村在住者）



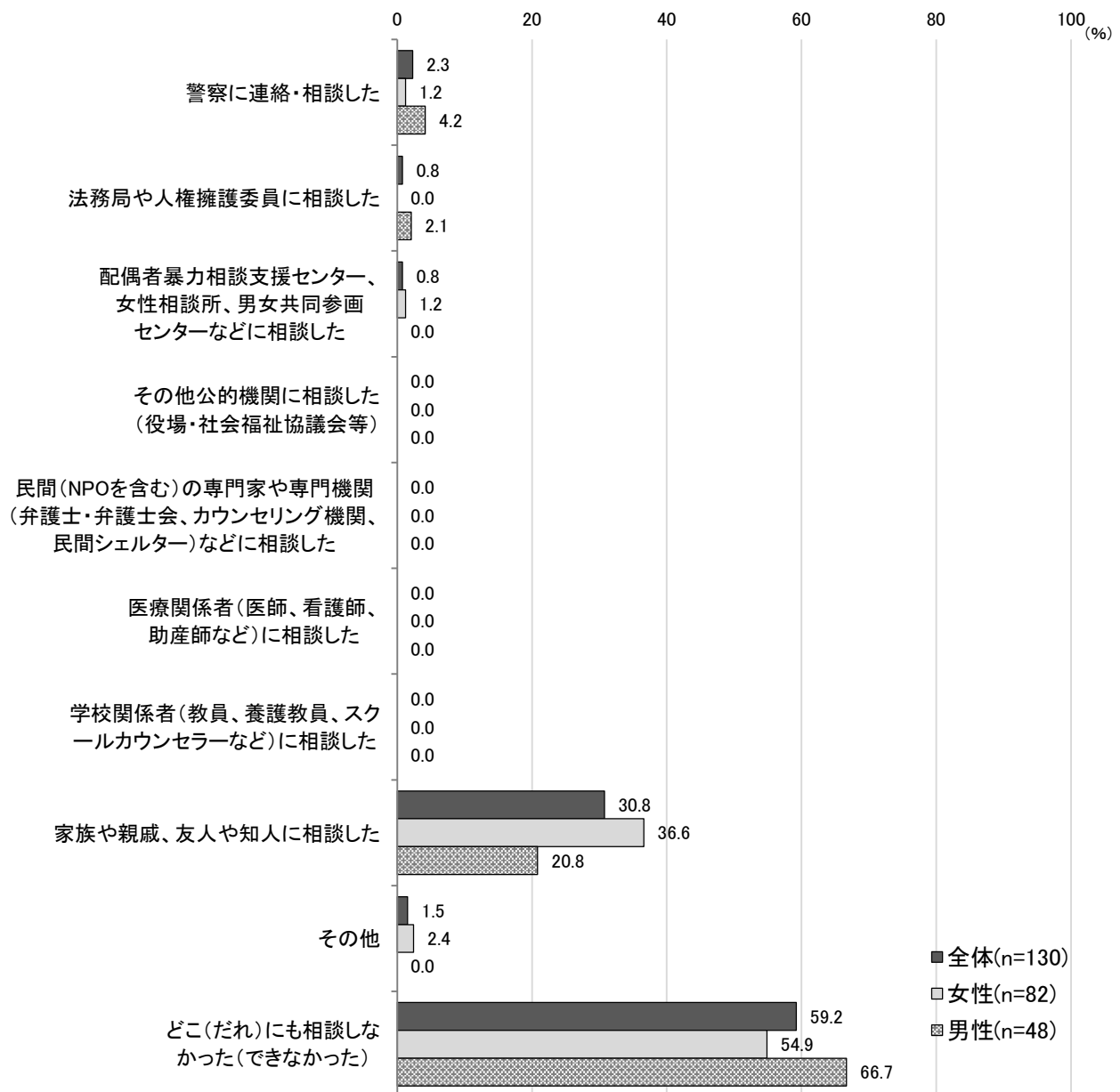
出所：女性保護事業のあらまし

図表 配偶者や交際相手からの次のようなことをされたことはあるか



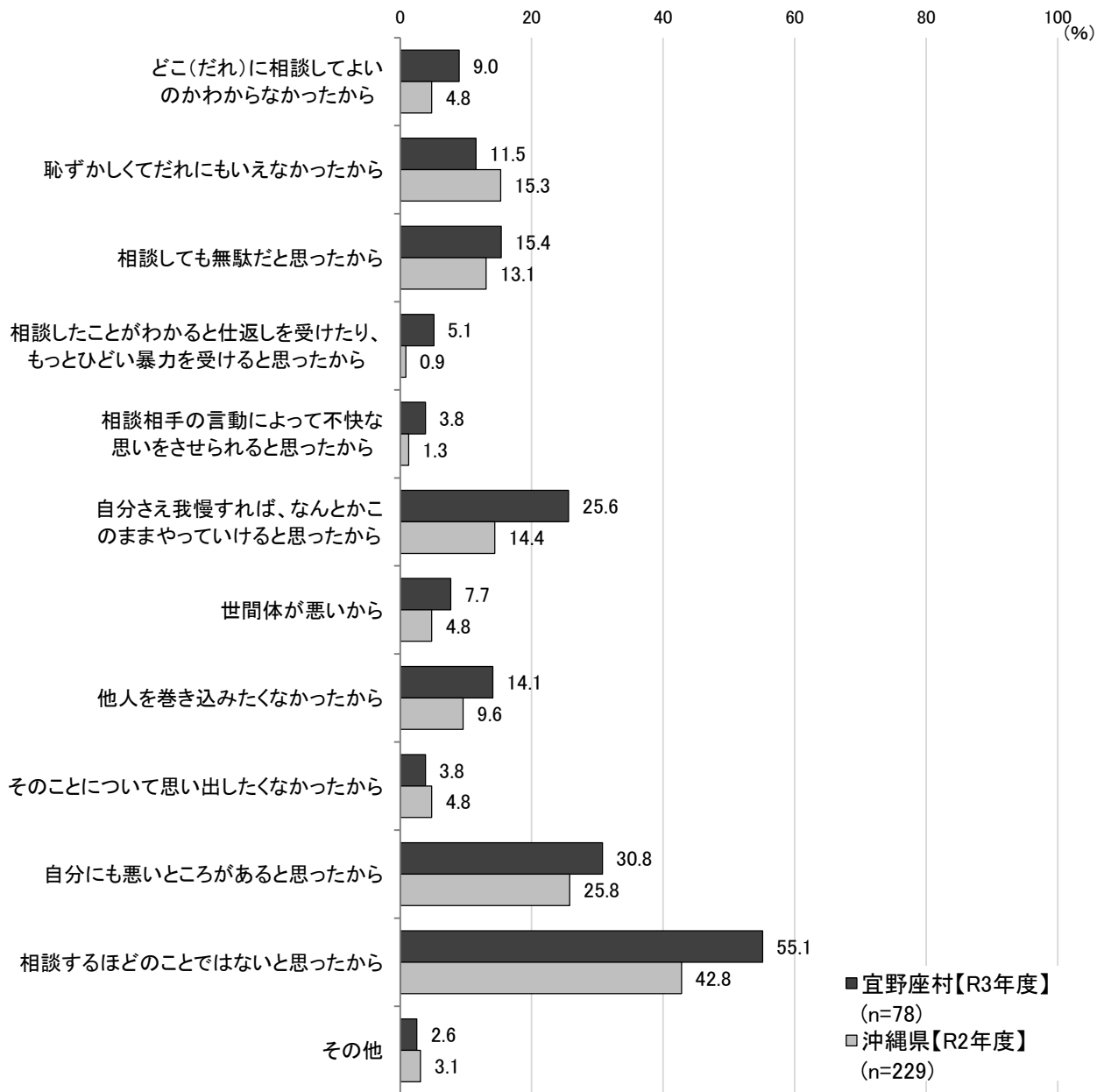
出所：村民意識調査結果

図表 DVについての相談先



出所：村民意識調査結果

図表 DV被害をどこ(だれ)にも相談しなかった理由



出所：村民意識調査結果

SDGs 関連目標	3 すべての人に健康と福祉を 	16 平和と公正をすべての人に 
--------------	---	--

【施策の展開】

No	施策	施策の内容	所管課
1	あらゆる暴力の根絶	家庭や学校、職場や地域社会などのあらゆる分野において、すべての人の人権が尊重される教育を推進し、広報・啓発等により人権尊重の視点に立ったジェンダー平等意識の確立を図ります。 また、暴力についての学習会や講演会、広報を通じて周知に努めるなど暴力の根絶に努めます。	総務課 健康福祉課 教育課
2	各種相談体制の充実	宜野座村では、那覇地方法務局名護支局並びに名護人権擁護委員協議会主催の「特設人権相談所」を開設しており、今後も嫌がらせや差別、近隣住民又は家庭内のトラブルなど、人権についての悩み相談業務の継続に努めます。 性暴力、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントに関する相談、性教育に関する相談、子育て・育児不安への相談等について、各対象者所管窓口にて相談業務の強化を図ります。	総務課 健康福祉課 教育課
3	安全な保護体制の整備・充実	女性相談センターや児童相談所・法テラス等の関係機関と連携し、被害者等の安全を確保するための支援に努めます。 住民基本台帳事務における支援措置の活用により被害者の居住地の情報を守るため、住民基本台帳法に基づく「住民票の写し」「戸籍の附票」の発行及び住民基本台帳の閲覧を制限する支援措置を図ります。	健康福祉課 村民生活課
4	被害者支援の自立に向けた支援体制の整備	被害者の生活再建に向け、生活保護の相談や申請、生活福祉資金、犯罪被害者等給付金等の情報提供を行います。 被害者の自立支援に向けて、村営住宅の入居に関する相談に対応します。 虐待等が疑われる場合には、庁内関係課及び関係団体・関係機関と連携をとり、被害者の保護・支援に迅速に対応します。	健康福祉課 総務課 建設課 健康福祉課

【成果指標】

No	KPI	現状値	目標値
1	特設人権相談開設日	4 回 (R3 年度)	4 回 (R7 年度)

(2)【基本施策4-2】生涯を通じた健康支援

目指す むらの姿	すべての人が、健康で自立した生活を送れるよう健康づくりに取り組んでいます。
-------------	---------------------------------------

【現状・課題】

すべての人が互いの身体的性差を十分に理解し、互いに尊重し合い生きていくことは、男女共同参画社会の実現にあたっての前提となるものです。

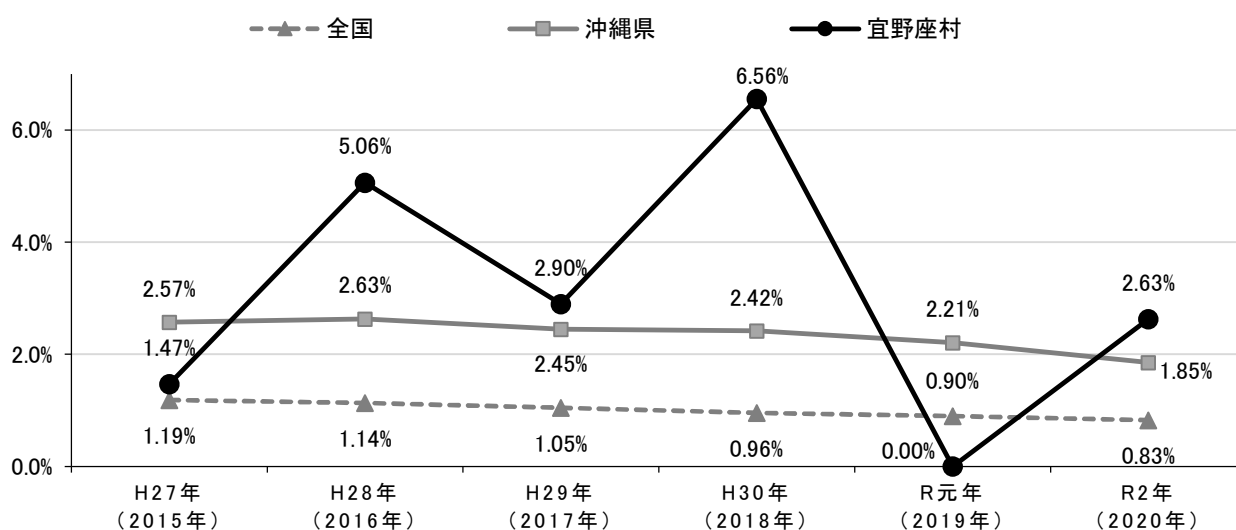
女性は生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することがあり、そのことに男女とも留意する必要があります。特に妊娠・出産期は女性の健康支援にとっての大きな節目で、妊娠・出産から子育て期まで切れ目のない支援が必要です。沖縄県は全国と比較し、若年出産割合（母親の年齢が20歳未満）が高いことが懸念されており、宜野座村においても年間数名程度の若年出産があります。

妊娠や出産など生殖や性に関しては、本人の意思が尊重されることが重要であり、女性の人権尊重の観点から、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）についての普及啓発が必要になります。また、生涯を通じて、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等ライフステージに応じた身体と心の健康管理・保持増進と、生きがいの取り組みが重要となります。

これらに対し宜野座村では、妊産婦健診の受診状況など産科病院や保健所等と連携し、妊産婦や新生児の健康保持に努めています。また、中学生を対象として、妊娠や出産を選択する女性の権利保障と支援について思春期教室を開催し、妊娠・出産に対し主観的に考えるよう機会を設けています。

更に、健康寿命の延伸に向け、ぬちぐすい処・セラバンド教室・水中運動などの介護予防教室を行っています。

図表 図表 若年出産（母親の年齢が20歳未満）割合



出所：衛生統計年報

SDGs 関連目標	3 すべての人に健康と福祉を 	4 質の高い教育をみんなに 
--------------	--	---

【施策の展開】

No	施策	施策の内容	所管課
1	妊娠・出産・子育てしやすい環境づくり	親子(母子)健康手帳交付時に保健師による面談・指導を行い、妊娠から出産に関する情報提供や健康相談を行います。	健康福祉課
		産後うつや新生児への虐待予防等を図るため、出産後間もない時期の産婦、産後初期段階における母子に対し、産婦健康診査・産後ケアに取り組むとともに、こんにちは赤ちゃん事業(乳児家庭全戸訪問事業)での保健師、保健推進員による訪問・相談等に取り組めます。	健康福祉課
2	子どもの成長を育む教育環境の充実	小学校、中学校の家庭科・保健体育科等における妊婦体験等を通して、ライフデザインの中で命の尊さを感じ、結婚して子どもを育てることを体感する機会をつくれます。	健康福祉課 教育課
3	ライフステージに応じた健康づくり	村民一人ひとりの意識の改革を図りながら、各種検診受診率向上や生活習慣病の予防と疾病の早期発見対策に取り組めます。運動習慣のきっかけづくりとなる健康ウォーク、海洋型健康増進施設を活用した水中運動教室など、身体活動・運動の習慣化や気軽に取り組める健康づくり環境の充実に努めます。	健康福祉課

【成果指標】

No	KPI	現状値	目標値
1	乳児家庭全戸訪問した人数	100% (R2 年度)	100% (R7 年度)
2	乳児一般健診率	77.7% (R2 年度)	90% (R7 年度)
3	思春期教室及び思春期保健学習の実施回数	3 回 各学年 1 回 (R2 年度)	3 回 各学年 1 回 (R7 年度)
4	乳がん検診受診率	18.5% (R2 年度)	20.0% (R7 年度)
5	子宮頸がん検診受診率	25.0% (R2 年度)	30.0% (R7 年度)
6	ウォーキング大会の参加者数	110 名 (R2 年度)	200 名 (R7 年度)
7	前立腺がん検診受診率	21.3% (R2 年度)	25% (R7 年度)

(3)【基本施策4-3】すべての人が安心して暮らせるための支援

目指す むらの姿	すべての人が、住み慣れた地域で安心して暮らせる環境が整っています。
-------------	-----------------------------------

【現状・課題】

ひとり親家庭等では、仕事、家事、育児を一人で担う必要があることから、経済的、身体的、精神的な負担が大きくなりがちです。ひとり親家庭等の多くが母子家庭であり、就業形態も非正規雇用割合が高く、経済面において厳しく貧困率も高いことが、子どもの貧困問題にもつながります。さらに、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、ひとり親家庭等の生活は一層深刻なものとなっていることが予想されます。また、固定的な価値観や先入観からの偏見や差別により、生きづらさを感じたり、地域で孤立したり、人権を侵害される方が出てくるおそれもあります。

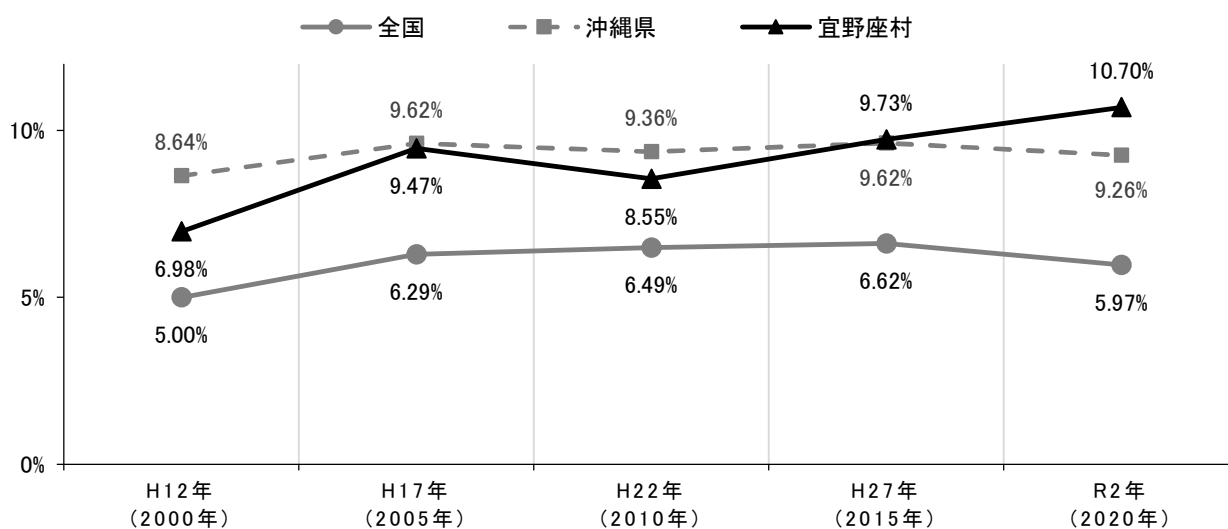
統計資料調査結果より、宜野座村の18歳未満の子がいる世帯数に対するひとり親世帯割合は県とほぼ同等となっています。また、宜野座村を含む沖縄本島北部地域の男女別雇用形態の推移をみると、女性は非正規雇用の割合が約6割であるのに対し、男性は約3割と男女差がみられます。

村民意識調査結果より、性の多様性に対する考え方について、年齢により差異があり、若い方ほど肯定的な意見となっています。

また、学生意識調査結果から、自分の性、心の性について悩んだ経験について、一定数の生徒が悩みを抱えており、悩みの相談の有無について、中学生では半数以上が相談できなかった状況にあります。

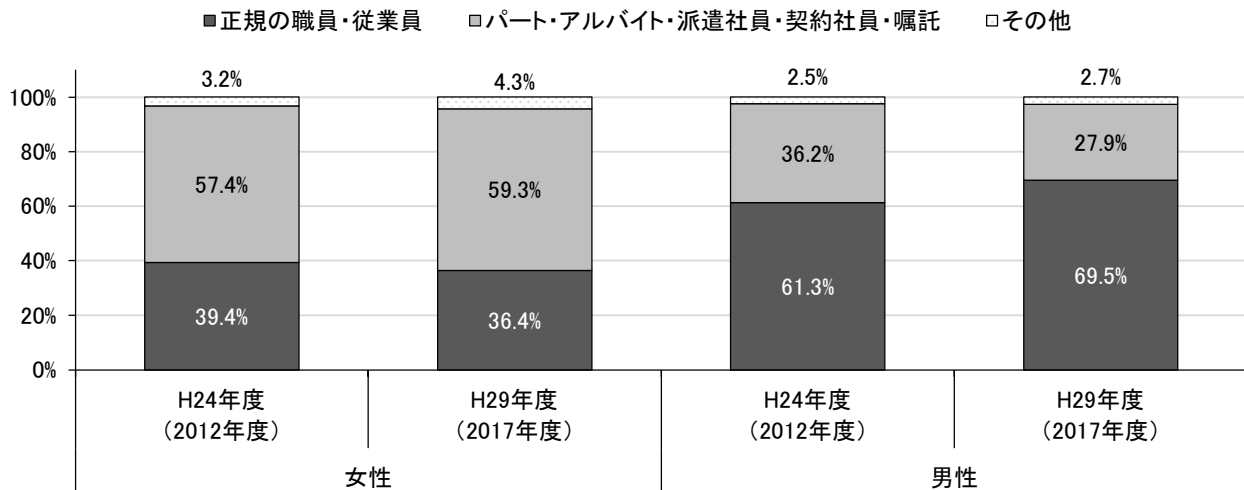
すべての人が共に安心して暮らせる社会を構築するため、あらゆる差別や偏見、負担の解消に向けた総合的な支援が必要です。

図表 18歳未満の子がいる世帯数に対するひとり親世帯割合の推移



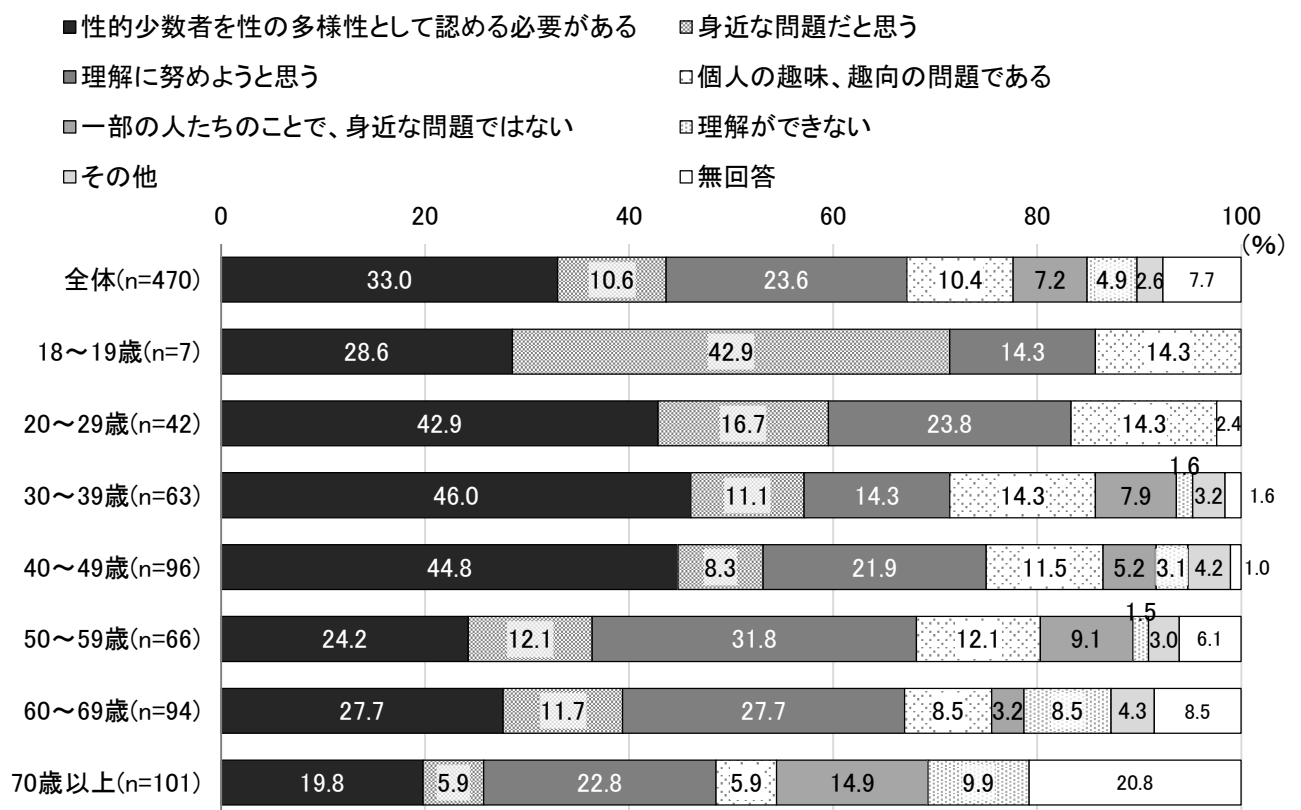
出所：国勢調査

図表 男女別雇用形態の推移(沖縄本島北部地域)



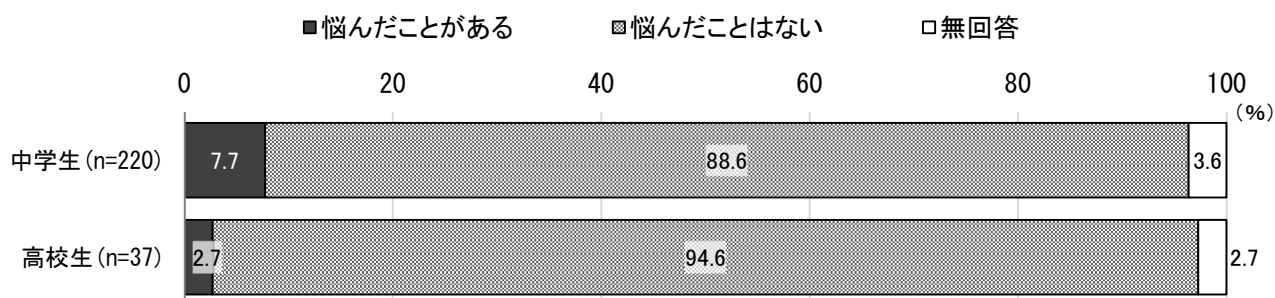
出所：就業構造基本調査

図表 性の多様性について



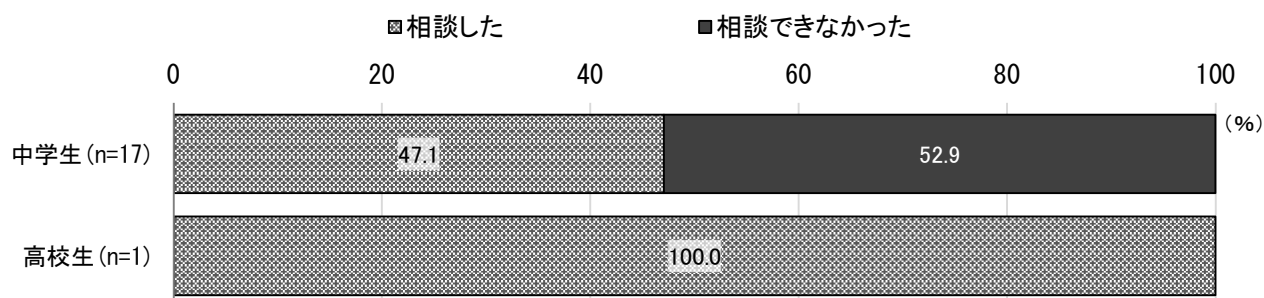
出所：村民意識調査結果

図表 自分の性、心の性についての悩みの有無



出所：中学生高校生意識調査結果

図表 自分の性、心の性についての悩みの相談の有無



【相談先】

担任の先生、友達・先輩、家族・親族、スクールカウンセラー、病院のカウンセラー

【相談できなかった理由】

- ◆ 自分の中で解決させようと思ったから
- ◆ 言う勇気がなかったから
- ◆ 恥ずかしいから
- ◆ 面倒だったから
- ◆ 確信がなかったから

出所：中学生高校生意識調査結果

SDGs 関連目標	1 貧困をなくそう 	3 すべての人に健康と福祉を 	4 質の高い教育をみんなに 	5 ジェンダー平等を実現しよう 	11 住み続けられるまちづくりを 
--------------	--	---	--	---	---

【施策の展開】

No	施策	施策の内容	所管課
1	ひとり親家庭等への支援	就業のための相談窓口の周知や、講座等の情報提供の充実に努めます。村内事業所への雇用に伴う優遇制度等の情報提供を図ります。	観光商工課
		生活の安定と自立を助け、児童の健全育成を図ることを目的に児童扶養手当を支給し、経済的な負担軽減を図ります。また、子どもの生活を保障するため、養育費の確保等について広く意識啓発を図ります。	健康福祉課
2	生活上の困難を有する方への支援	母子保健や児童福祉、教育、貧困対策等の各分野の事業を通じ、ヤングケアラーなどの要保護児童の早期発見に努め、子どもや保護者等への相談対応を行うとともに、地域住民及び地域の各団体等と連携した情報収集や、必要に応じた見守り活動等を行います。	健康福祉課
		学校の実態に応じて特別支援サポーターやスクールソーシャルワーカーの配置、臨床心理士の派遣等を行い、児童生徒一人ひとりに合わせた継続的な支援体制の充実に努めます。	教育課
		村民や事業所等を対象に、性の多様性への理解促進に向けた普及啓発を行うとともに、村職員への研修の実施等に取り組めます。	総務課 観光商工課
		バリアフリー改修に関する情報等の提供、介護保険等制度に基づく住宅改修の利用の推進を図ります。	健康福祉課

No	施策	施策の内容	所管課
3	高齢者・障がい者に住みよいむらづくり	高齢者が、住み慣れた地域で、健康で生きがいをもって安心して暮らすことができるよう、健康づくり・生きがいづくり、介護予防事業に取り組み、多職種連携を強化し、介護保険サービス利用や支え合う地域づくりを進めます。	健康福祉課
		障がい者の自立を支援するため、相談体制を強化し、個々の状況やニーズ把握に努め、社会参加の機会を設けます。	健康福祉課
4	住環境整備	地域に住み続けられるよう、高齢者・障がい者対応の住宅整備を支援(村営住宅の入居選考、聴覚障がい者用信号装置設置)します。	建設課
		バリアフリー改修に関する情報等の提供、介護保険等制度に基づく住宅改修の利用の推進を図ります。(再掲)	健康福祉課

【成果指標】

No	KPI	現状値	目標値
1	スクールソーシャルワーカーの配置	1人 (R2年度)	1人 (R7年度)
2	65歳以上の高齢者が要介護認定を受けている割合	16.8% (R2年度)	17.6% (R7年度)

第4章 推進体制

1 計画の進捗管理

男女共同参画の推進は、住民生活のあらゆる分野に関係しています。また、すべての施策は男女共同参画の視点に配慮して企画、立案、実施される必要があります。

計画の実効性を確保するために、関係課の連絡調整・情報共有を行い、毎年度、施策の進捗状況を点検・評価する「PDCAサイクル」による計画の進捗管理を行っていきます。

また、学識経験者や村民・関係団体で構成する「宜野座村男女共同参画推進委員会」に対し、定期的に施策の進捗状況を報告します。



2 成果指標一覧

【基本目標 1】男女共同参画社会に向けた意識改革

No	KPI	現状値	目標値
1	行政連絡会議及び広報媒体を活用した男女共同参画の情報提供	0 回 (R2 年度)	2 回 (R7 年度)
2	中学校の制服選択制の導入検討	未実施 (R2 年度)	導入 (R7 年度)
3	ジュニア海外語学研修派遣事業による派遣者数	6 人 (R2 年度)	30 人 (R3～7 年度)
4	ジュニア海外語学研修派遣事業による派遣者の村民等への報告等の活動	1 回 (R2 年度)	1 回以上 (R7 年度)

【基本目標 2】すべての人が共に参加できる社会づくりの促進

No	KPI	現状値	目標値
5	パパ・ママサークルの参加人数	29 人 (R2 年度)	45 人 (R7 年度)
6	パパ・ママサークルのパパの参加率	1 % (R2 年度)	5 % (R7 年度)
7	村民参画の場づくり・機会への参加人数	0 人 (R2 年度)	30 人 (R7 年度)
8	自主防災組織の立ち上げ	1 (R3 年度)	6 (R7 年度)
9	防災会議女性委員数	0 名 (R3 年度)	2 名 (R7 年度)

【基本目標 3】個性と能力を発揮できるむらづくり

No	KPI	現状値	目標値
10	審議会等への女性登用率	16.7% (R2 年度)	30% (R7 年度)
11	管理的地位にある職員の占める女性の数	2 名 (R2 年度)	2 名以上 (R7 年度)
12	課長補佐相当職の女性職員の割合	28.6% (R2 年度)	35%以上 (R7 年度)
13	事業計画策定セミナー参加事業者数	6 (H30 年度)	10 (R7 年度)
14	待機児童数(4 月時点)	0 人 (R3 年)	0 人 (R7 年)
15	放課後児童健全育成事業	4(全域) (R2 年度)	4(全域) (R7 年度)
16	村営住宅における若者子育て世帯の入居世帯数	52 世帯 (R2 年度)	58 世帯 (R7 年度)
17	育児休業を取得する男性職員の割合	0% (R2 年度)	10% (R7 年度)
18	年間 100 時間以上超過勤務する職員の割合	5.6% (R1 年度)	5%以下 (R7 年度)

【基本目標 4】 人権を尊重し、安心して暮らせるむらづくり

No	KPI	現状値	目標値
19	特設人権相談開設日	4 回 (R3 年度)	4 回 (R7 年度)
20	乳児家庭全戸訪問した人数	100% (R2 年度)	100% (R7 年度)
21	乳児一般健診率	77.7% (R2 年度)	90% (R7 年度)
22	思春期教室及び思春期保健学習の実施回数	3 回 各学年 1 回 (R2 年度)	3 回 各学年 1 回 (R7 年度)
23	乳がん検診受診率	18.5% (R2 年度)	20.0% (R7 年度)
24	子宮頸がん検診受診率	25.0% (R2 年度)	30.0% (R7 年度)
25	ウォーキング大会の参加者数	110 名 (R2 年度)	200 名 (R7 年度)
26	前立腺がん検診受診率	21.3% (R2 年度)	25% (R7 年度)
27	スクールソーシャルワーカーの配置	1 人 (R2 年度)	1 人 (R7 年度)
28	65 歳以上の高齢者が要介護認定を受けている割合	16.8% (R2 年度)	17.6% (R7 年度)

参考資料

1 用語集

[あ行]

◆育児・介護休業法

正式名は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。労働者が申出を行うことによって、育児休業・介護休業を取得することを権利として認めている法律。

◆SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービス（social networking service, SNS）。インターネット上で社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）の構築可能にするサービス。Facebook や LINE など。

◆SDG s（エス・ディー・ジーズ）

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた 2030 年を年限とする 17 の国際目標。ジェンダー平等や貧困、経済成長等の 17 の目標（ゴール）のもと、169 のターゲット、232 の指標が決められている。

◆M 字カーブ

日本の女性の労働力人口比率（労働力率、労働参加率）または就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30 歳代を谷とし、20 歳代後半と 40 歳代後半が山になるアルファベットの M のような形になる事をいう。

◆LGBT

LGBT は Lesbian（レズビアン、女性同性愛者）、Gay（ゲイ、男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシュアル、両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー、性別越境者）の頭文字をとった単語で、セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の総称のひとつ。

◆エンパワーメント

本来持っている能力を引き出し、社会的な権限を与えること、また、力をつけること。力とは、自己決定の力、仕事の技術や能力、経済力、意思決定の場での発信力など、自らの能力を発揮できる力を指す。

[か行]

◆家族協定

農業経営における家族の役割分担や労働報酬、休日等の労働条件、経営の円滑な継承等に関するルールを明確化し、家族経営の近代化を図ろうとするもの。

◆固定的性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」というように、性の違いによって役割を固定化してしまう考え方や意識のこと。これは、生活上の役割というよりも、男性優位の関係をつくりあげる背景となっていることから、男女共同参画問題を考えるうえでのキーワードであり、また、「男らしさ、女らしさ」も、この意識に基づく役割への期待が反映されていると言われている。

[さ行]

◆参画

社会の様々の場に、単に「参加」するだけではなく、社会を動かす主体として施策・方針・意思決定の場に関わること。

◆シェルター

暴力を受けた被害者が緊急一時的に避難できる施設。被害者の一時保護や相談への対応、自立に向けたサポートなど、DV 被害者に対する様々な援助を行っている。

◆ジェンダーバイアス（性の偏り）

「性的偏り」「性的偏見」、社会的な慣例による男女観に拘束された意識や行動様式、あるいは男女差によって生じてしまう何らかの偏りのこと。

◆ジェンダー

ジェンダーとは、生まれる前に決定されている生物学的な性「セックス（sex）」に対して、社会的・文化的に形成された性差のことをいいます。また、「女だから」「男だから」や「男は仕事、女は家庭」などのように男女別に期待される役割やイメージのこと。

◆ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)

ジェンダー関連 4 機関である「ジェンダー問題事務総長特別顧問室(OSAGI)」、「女性の地位向上部(DAW)」、「国連婦人開発基金(UNIFEM)」、「国際婦人調査訓練研修所(INSTRAW)」を統合した新たな機関として、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)」が 2011 年 1 月に発足。国連改革の課題の一環として UN Women の設立は実現され、より大きな効果をもたらすために 4 機関の財源及び権限が統合された。UN Women は、世界、地域、国レベルでのジェンダー平等と女性のエンパワーメントに向けた活動をリード、支援、統合する役割を果たしている。

◆女子差別撤廃条約

正式名は「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」。男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としている。具体的には、「女子に対する差別」を定義し、締約国に対し、政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適当な措置を取ることを求めている。

◆女性に対する（あらゆる）暴力

1993 年に国連が採択した「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」では、「女性に対する暴力」を、肉体的、精神的、性的、心理的損害や苦痛を生じさせる性に基づくあらゆる暴力行為と定義づけている。

一般には、「夫・パートナーからの暴力」「性犯罪」「売買春」「セクシャル・ハラスメント」「ストーカー行為」等が挙げられる。

◆ストーカー規制法（ストーカー行為等の規制等に関する法律）

正式名は「ストーカー行為等の規制等に関する法律」。平成 12 年 11 月に施行され、直近では平成 25 年に法改正が行われた。この法律による規制の対象となるのは、「つきまとい等※」と「ストーカー行為」（上記参照）。

【※つきまとい等】

ストーカー規制法（下記参照）における「つきまとい等」とは、恋愛感情などの好意の感情や、その感情が満たされなかったことへの恨みの感情を満足させるため、次の 1 から 8 の行為を行うことをいいます。

- | | |
|-----------------------------|-----------------|
| 1. つきまとい・待ち伏せ・押しかけ | 2. 監視していると告げる行為 |
| 3. 面会・交際などの要求 | 4. 乱暴な言動 |
| 5. 無言電話、連続した電話・ファクシミリ・電子メール | |
| 6. 汚物などの送付 | 7. 名誉を傷つける |
| 8. 性的羞恥（しゅうち）心の侵害 | |

◆世界女性会議

女性の地位向上を目的として、国連主催の下に開催される会議です。国際学際女性会議とも呼ばれる。第 1 回世界女性会議は、国連が定めた「国際婦人年」の 1975 年にメキシコシティで開催され、女性の地位向上のための「世界行動計画」を採択、第 2 回はコペンハーゲンで「国連婦人の 10 年中間年世界女性会議」として開催、女性の人権宣言ともいえるべき「女子差別撤廃条約」の署名式が行われた。第 3 回はナイロビ、第 4 回は中国で開催された。

◆性的マイノリティ

性的少数者を総称する言葉。セクシュアル・マイノリティともいう。具体的には、同性愛者、両性愛者、非性愛者、無性愛者、全性愛者、性同一性障害者などが含まれる。

◆セクシャル・ハラスメント

職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否するなどの対応により解雇、降格、減給などの不利益を受けること、又は、性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に悪影響が生じること。男女雇用機会均等法により事業者はその対策が義務付けられている。

（厚生労働省 HP より）

◆積極的改善処置(ポジティブ・アクション)

これまでの慣行や性別による役割分担意識などから、男女の労働者の間に格差が生じている場合（例：営業職に女性がほとんどいない、課長以上の管理職は男性が大半である 等）、このような格差を解消するために個々の企業が行う自主的かつ積極的な取り組みのこと。

[た行]

◆男女共同参画社会

男女共同参画社会基本法では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会」と定義されている。

◆男女共同参画社会基本法

この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。

◆男女雇用機会均等法

正式名は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。雇用の分野における男女の均等な機会や待遇が確保されるとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中および出産後の健康の確保などの措置を推進することを目的とした法律。

◆男女混合名簿

男女を性別で区別せず、あいうえお順や生年月日順等によって並べられた名簿のこと。男女を性別ごとに分ける「男女別名簿」は「男は先・主・優」「女は後・従・劣」という意識を生み出す原因となっているとの指摘があり、男女平等教育を推進するため、「男女混合名簿」を導入する学校が増加している。

◆デートDV

交際中のカップル間におこるドメスティック・バイオレンス（DV）のこと。単なるケンカとは違い、暴力をふるう側とふるわれる側の上下関係が固定化する。

◆DV（ドメスティック・バイオレンス）

英語の「domestic violence」をカタカナで表記したものを、略して「DV」と呼ぶ。一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使われることが多い。配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、人権を著しく侵害する重大な問題。

[は行]

◆配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。被害者が男性の場合もこの法律の対象となりますが、被害者は、多くの場合女性であることから、女性被害者に配慮した内容の前文が置かれています。

◆配偶者暴力相談支援センター

都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしている。また、市町村も自らが設置する適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすよう努力義務が定められている。配偶者暴力相談支援センターでは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談や相談機関の紹介・カウンセリング・被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護・自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助・保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助を行う。

◆パワー・ハラスメント

職権などのパワー（力）を背景にして、本来の業務の範疇^{はんちゆう}を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く関係を悪化させ、あるいは雇用不安を与えること。身体的な攻撃や精神的な攻撃等があり、上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間、さらには部下から上司に対して様々な優位性を背景に行われるものも含まれる。

◆PDCA サイクル

Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）を繰り返すことで業務を継続的に実施・改善していく手法。

[ま行]

◆マタニティ・ハラスメント

働く女性が妊娠・出産を理由として解雇・雇い止めをされることや、職場で受ける精神的・肉体的なハラスメントのこと。職場における母性健康管理や母性保護の措置にはいろいろなことがあり、妊娠・出産を理由とする不利益な取り扱いは法律で禁止されている（男女雇用機会均等法第9条関係）。法律では、「事業主は、女性労働者が妊娠・出産・産前産後の休業の取得、妊娠中の時差通勤など男女雇用機会均等法による母性健康管理措置や深夜業免除など労働基準による母性保護措置を受けたことなどを理由として、解雇その他不利益取扱いをしてはならない。」としている。

[や行]

◆ヤングケアラー

一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている 18 歳未満の子どものこと。

[ら行]

◆リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（SRHR:性と生殖に関する健康と権利）

1994 年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、重要な人権のひとつとして認識されている。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心的課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性関係、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれている。また、これらに関連して、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が広く議論されている。

[わ行]

◆ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

日本語では「仕事と生活の調和」と訳される。子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる時間など、個人が健康で豊かな時間を持ち生活ができるよう、個々のライフスタイルやライフステージに応じた多様な働き方の実現を目指す考え方。

2 宜野座村男女共同参画推進委員会設置要綱

平成 20 年 10 月 1 日

要綱第 21 号

(設置)

第 1 条 本村の男女共同参画社会の形成の推進に当たり、必要な事項について広く意見を求めるため、宜野座村男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次の事項について協議し、その結果を村長に報告する。

- (1) 男女共同参画推進条例の策定に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の形成の推進に関すること。
- (3) その他男女共同参画に関連する施策に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会の委員は、10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 村内関係団体を代表する者
- (3) その他特に村長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 委員の互選により会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(書面決議)

第 7 条 会長は、災害その他特別の理由により会議を招集することができないと認めるときは、議決を要する事項及び議決日をあらかじめ委員に通知し、委員が書面により表決する方法によりこれを決することができる。この場合において、当該議決日を会議の開催日とし、当該書面の提出があった委員を会議出席委員とみなす。

(費用弁償)

第 8 条 委員会委員の報酬及び費用弁償の支給については、宜野座村特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 47 年宜野座村条例第 36 号)の定めるところによる。

(庶務)

第 9 条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和 2 年要綱第 5 号)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年要綱第 1 号)

この要綱は、公布の日から施行する。

3 宜野座村男女共同参画推進条例

平成 21 年 3 月 30 日

条例第 16 号

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、村、村民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、本村の男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 事業者等 村内において事業又は社会活動を行う個人、法人その他の団体をいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせ、若しくはその者の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与える行為をいう。
- (5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者間等の男女の間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力行為をいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 男女は平等であり、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として尊重され、その能力を十分発揮し、多様な生き方を選択できるよう人権が尊重されること。
- (2) 性別により固定された役割分担を見直し、慣習、制度等が男女の社会における活動の自由な選択を妨げないようにすること。
- (3) 村の政策又は事業者等における方針の立案及び決定に当たり、男女が社会の対等な構成員として共同して参画できる機会を確保すること。
- (4) 男女が相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護等の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、学校、地域その他の社会における活動を両立できるようにすること。
- (5) 男女が互いの性を尊重し、特に女性の身体の特性について十分に配慮するとともに、生涯にわたって心身の健康が確保されること。
- (6) 男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接に関係していることを理解し、国際的協調のもとに行われること。

(村の責務)

第4条 村は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。)を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 村は、男女共同参画の推進に当たり、国及び他の地方公共団体との連携を図るとともに、村民及び事業者等と協力して、男女共同参画推進施策に取り組むものとする。

(村民の責務)

第5条 村民は、基本理念に関する理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、積極的に男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

2 村民は、村が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、基本理念に関する理解を深め、その事業活動において、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者等は、村が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる場において、性別により差別した取扱いをしてはならない。

2 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、全ての男女間において、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(基本計画の策定)

第8条 村長は、男女共同参画を推進するための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 基本計画は、次の事項について定めるものとする。

- (1) 男女共同参画を推進するための総合的かつ長期的な目標及び大綱
- (2) 前号に基づいて実施すべき具体的な施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、施策を推進するために必要な事項

3 村長は、基本計画を策定し、又は変更するときは、宜野座村男女共同参画推進委員会の意見を聴くとともに、村民及び事業者等の意見を反映するよう努めるものとする。

4 村長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、これを速やかに公表しなければならない。

(村民及び事業者等の理解を深めるための措置)

第9条 村は、男女共同参画の推進について、村民及び事業者等の理解を深めるため、広報活動その他必要な措置を講ずるものとする。

(苦情及び相談への対応)

第10条 村は、村が実施する男女共同参画推進施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、村民又は事業者等からの苦情があった場合は、その処理のために必要な措置を講ずるものとする。

2 村は、性別による差別的取扱い等に関する相談に対して、関係機関との連携を図り、適切に対応するよう努めるものとする。

(調査研究)

第 11 条 村は、男女共同参画推進施策を策定し、効果的に実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

(村民及び事業者等に対する支援)

第 12 条 村は、村民及び事業者等が行う男女共同参画を推進するために行う活動について、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(公表)

第 13 条 村長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を公表するものとする。

(委任)

第 14 条 この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

4 宜野座村男女共同参画推進委員会委員名簿

任期 令和3年9月29日～令和5年9月28日

No	役職	氏名	所属団体名
1	会長	金城 弘美	人権擁護委員
2	副会長	新垣 誠	沖縄キリスト教学院大学教授
3	委員	大城 学 (前任:新里 幸美)	宜野座村区長会長
4	委員	古謝 わかな	宜野座村商工会会員代表
5	委員	新里 艶子	宜野座村民生(児童)委員
6	委員	仲地 利枝子	宜野座村教育委員
7	委員	浜比嘉 永子	前期男女共同参画推進委員
8	委員	比嘉 明美	女性団体代表
事務局		城間 真	宜野座村 総務課長
		津嘉山 由香 (前任:島袋 禎子)	宜野座村 総務課長補佐
		赤嶺 綾乃	宜野座村 総務課係長

5 宜野座村男女共同参画推進計画策定経過

(1) 宜野座村男女共同参画推進委員会

回数	開催日	内容
1	R3.9.29	委嘱状交付、諮問、会議スケジュール案・アンケート案提示（見直し）
2	R4.1.9～ R4.1.24	村民意識調査・学生意識調査 アンケート案検討（書面決議）
3	R4.4.22	計画概要、統計資料調査結果、アンケート調査結果、現行計画取り組み状況、現状課題、計画骨子案・施策体系について
4	R4.5.30	推進計画（素案）について
5	R4.7.7	推進計画（案）について
6	R4.7.14	答申
7	R4.7.19～ R4.8.2	パブリックコメント実施

(2) 宜野座村男女共同参画に関する庁内ヒアリング

回数	開催日	内容
1	R4.3.22～ R4.3.23	男女共同参画計画実施状況調査・次期成果指標の検討(各課ヒアリングの実施)

(3) 宜野座村男女共同参画に関するアンケート

区分	対象者	調査方法	調査期間	回収数(回収率)
村民	村内在住 18 歳以上 1,500 名	郵送配布 郵送・WEB 回収	R4.2.4～R4.3.4	470(31.3%)
学生	中学生 243 名 高校生 213 名	中学生：学校にて配布・回収 高校生：郵送配布・郵送回収	R4.2.4～R4.2.25	220(90.5%) 37(17.4%)

※高校生は宜野座村に在住する生徒を対象に郵送配布・郵送回収。

6 法及び上位・関連計画等

(1) 国の法及び上位・関連計画

①男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月に、「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、基本法では、男女共同参画社会を実現するための 5 本の柱（基本理念）を掲げています。また、その柱に基づき行政（国、地方公共団体）と国民それぞれが果たさなくてはならない役割（責務、基本的施策）を定めています。

◆基本理念

1.男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性もひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保する必要があります。

2.社会における制度又は慣行についての配慮

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるように社会の制度や慣行の在り方を考える必要があります。

3.政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画できる機会を確保する必要があります。

4.家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等ができるようにする必要があります。

5.国際的協調

男女共同参画づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切です。他の国々や国際機関と相互に協力して取り組む必要があります。

◆国、地方公共団体及び国民の役割

- ・国は、基本理念に基づき、男女共同参画基本計画の策定をはじめ、積極的改善措置を含む男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定し、実施していきます。
- ・地方公共団体は、国と同様に、基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組むとともに、地域の特性をいかした施策を展開していきます。
- ・国民には、男女共同参画社会づくりに協力することが期待されています。

②女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）

平成 27 年 8 月に、「女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）」が成立し、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、民間企業等※）に義務付けられました。令和元年 5 月には、行動計画の策定義務の対象拡大や情報公表の強化等を内容とする法改正が行われました。

※常用労働者 301 人以上企業等。法改正により令和 4 年 4 月 1 日以降は 101 人以上に拡大。

◆目的

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要。このため、以下を基本原則として、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図る。

◆基本原則

- ・女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること
- ・職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- ・女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

◆基本方針等の策定

- ・国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）。
- ・地方公共団体（都道府県、市町村）は、上記基本方針等を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定（努力義務）。

◆事業主行動計画の策定等

- ・国は、事業主行動計画の策定に関する指針を策定。
- ・国や地方公共団体、民間事業主は以下の事項を実施。
（労働者が 300 人以下[令和 4 年 4 月 1 日以降は 100 人以下]の民間事業主については努力義務）
- ・女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析
【参考】状況把握する事項：①女性採用比率、②勤続年数男女差、③労働時間の状況、④女性管理職比率等
- ・上記の状況把握・分析を踏まえ、定量的目標や取組内容などを内容とする「事業主行動計画」の策定・公表等（取組実施・目標達成は努力義務）
- ・女性の活躍に関する情報の公表（省令で定める事項のうち、事業主が選択して公表）
- ・国は、優れた取組を行う一般事業主の認定を行うこととする。

◆女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

- ・国は、職業訓練・職業紹介、啓発活動、情報の収集・提供等を行うこととする。地方公共団体は、相談・助言等に努めることとする。
- ・地域において、女性活躍推進に係る取組に関する協議を行う「協議会」を組織することができることとする（任意）。

③DV 防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）

平成 13 年 10 月に「DV 防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）」が施行されました。その後、社会情勢等を踏まえて適宜改正が行われ、令和元年の改正においては、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、児童虐待と密接な関連があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明確化されました。

◆基本的な考え方

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。

◆基本方針

基本方針は、都道府県基本計画及び市町村基本計画の指針となるべきものである。基本方針の内容についても、法と同様、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者について準用することとする。

◆都道府県基本計画及び市町村基本計画

基本計画は、第一線で中心となって施策に取り組む地方公共団体が策定するものである。策定に当たっては、それぞれの都道府県又は市町村の状況を踏まえた計画とするとともに、都道府県と市町村の役割分担についても、基本方針を基に、地域の実情に合った適切な役割分担となるよう、あらかじめ協議することが必要である。被害者の立場に立った切れ目のない支援のため、都道府県については、被害者の支援における中核として、一時保護等の実施、市町村への支援、職務関係者の研修等広域的な施策等、市町村については、身近な行政主体の窓口として、相談窓口の設置、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等が基本的な役割として考えられている。

◆配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

- 1 配偶者暴力相談支援センター
- 2 婦人相談員
- 3 配偶者からの暴力の発見者による通報等
- 4 被害者からの相談等
- 5 被害者に対する医学的又は心理学的な援助等
- 6 被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等
- 7 被害者の自立の支援

- 8 保護命令制度の利用等
- 9 関係機関の連携協力等
- 10 職務関係者による配慮・研修及び啓発
- 11 苦情の適切かつ迅速な処理
- 12 教育啓発
- 13 調査研究の推進等
- 14 民間の団体に対する援助

◆その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 1 基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価
- 2 基本計画の策定・見直しに係る指針

④次世代育成支援対策推進法

平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」が成立しました。次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的としています。

（第一条）環境の整備を図るための次世代育成支援対策について基本理念を定め、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、必要な措置を講ずるものとしています。10 年間の時限立法でしたが、平成 26 年の行動計画策定指針やひとり親家庭支援施策等の改正、新たな認定制度（プラチナくるみん）の創設に際し、平成 37 年（令和 7 年）3 月 31 日まで 10 年間延長されています。

◆基本理念

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。（第二条）

◆行動計画

1.行動計画策定指針

主務大臣は、基本理念にのっとり、地方公共団体及び事業主による行動計画の策定に関する指針を定めなければならない。（第七条）

2.市町村行動計画及び都道府県行動計画

市町村及び都道府県は、行動計画策定指針に即して、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した住宅及び居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定する。

（第八条・第九条）

3.一般事業主行動計画

国及び地方公共団体以外の事業主（一般事業主）で、常時雇用する労働者の数が 100 人を超えるものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定する。常時雇用する労働者の数が 100 人以下のものは、一般事業主行動計画の策定に努める。（第十二条）一般事業主行動計画においては、行動計画策定指針に即して、計画期間、実施により達成しようとする目標、実施しようとする内容及びその実施時期を定めるものとする。

4. 特定事業主行動計画

国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（特定事業主）は、政令で定めるところにより、行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画を策定するものとする。（第十九条）特定事業主行動計画においては、計画期間、実施により達成しようとする目標、内容及びその実施時期を定めるものとする。

5. 次世代育成支援対策推進センター

事業主の団体を「次世代育成支援対策推進センター」として指定し、行動計画の策定・実施を支援すること。（第二十条）

6. 次世代育成支援対策地域協議会

地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、次世代育成支援対策地域協議会を組織することができること。（第二十一条）

⑤ 候補者男女均等法（政治分野における男女共同参画の推進に関する法律）

平成 30 年 5 月、「候補者男女均等法（政治分野における男女共同参画の推進に関する法律）」が公布・施行されました。この法律は、政治分野における男女共同参画が、国又は地方公共団体における政策の立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的としています。（第一条）

◆ 基本原則（第二条）

1. 衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、政党等の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。
2. 男女がその個性と能力を十分に発揮できるようにする。
3. 家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となるようにする。

◆ 基本的施策

1. 実態の調査及び情報の収集等（第五条）

国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、国内外における当該取組の状況に関する実態の調査並びに当該取組に関する情報の収集、整理、分析及び提供（次項及び第九条において「実態の調査及び情報の収集等」という。）を行うものとする。

地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

2. 啓蒙・啓発活動（第六条）

国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うよう努めるものとする。

3. 環境整備（第七条）

国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うよう努めるものとする。

4. 人材の育成等（第八条）

第八条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、人材の育成及び活用に資する施策を講ずるよう努めるものとする。

◆法制上の措置等

国は、実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。（第九条）

⑥働き方改革関連法（働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律）

平成 30 年 7 月、「働き方改革関連法（働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律）」が公布・施行されました。労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置を講じています。

◆働き方改革の総合的かつ継続的な推進（雇用対策法の改正）

働き方改革に係る基本的考え方を明らかにするとともに、国は、改革を総合的かつ継続的に推進するための「基本方針」（閣議決定）を定めることとする。

1. 題名と目的規定等の改正
2. 国の講ずべき施策
3. 事業主の責務
4. 基本方針の策定

◆長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現等

1. 労働時間に関する制度の見直し（労働基準法、労働安全衛生法）
 - (1) 長時間労働の是正
 - (2) 多様で柔軟な働き方の実現
2. 勤務間インターバル制度の普及促進等（労働時間等設定改善法）
3. 産業医・産業保健機能の強化（労働安全衛生法等）

- ◆雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保（パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法の改正）

「働き方改革実行計画」に基づき、以下に示す法改正を行うことにより、同一企業内における正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の実効ある是正を図る。

1. 不合理な待遇差を解消するための規定の整備
2. 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化
3. 行政による履行確保措置及び裁判外紛争解決手続（行政 ADR）の整備

⑦第 5 次男女共同参画基本計画

「男女共同参画基本計画」は、男女共同参画社会基本法第 13 条に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な促進を図るため、平成 12 年に策定されました。

その後、平成 17（2005）年策定の第 2 次基本計画、平成 22（2010）年策定の第 3 次基本計画、平成 27 年策定の第 4 次基本計画を経て、令和 2（2020）年に、ポストコロナの「新しい日常」を見据えつつ、SDGs 等の国際的潮流との整合性にも配慮した新たな基本計画として「第 5 次男女共同参画基本計画」が策定されました。

【第 1 部 基本的な方針】

I 目指すべき社会

1. 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
2. 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
3. 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
4. あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

II 社会情勢の現状、予想される環境変化及び課題

1. 新型コロナウイルス感染症拡大と「新たな日常」への対応
2. 人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加
3. 人生 100 年時代の到来と働き方・暮らし方の変革
4. 法律・制度の整備と政治分野や経済分野を中心とした女性の政策・方針決定過程への参画拡大
5. デジタル化社会への対応（Society 5.0）
6. 国内外で高まる女性に対する暴力根絶への問題意識
7. 頻発する大規模災害
8. SDGs の達成に向けた世界的な潮流

Ⅲ 基本的な視点及び取り組むべき事項

- 1.男女共同参画・女性活躍は、分野横断的な価値として不可欠であり、あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を常に確保し施策に反映することが必要である。
- 2.指導的地位に占める女性の割合が 2020 年代の可能な限り早期に 30%程度となるよう目指して取組を進める。
- 3.男女共同参画は、男性にとっても重要であり、男女が共に進めていくものである。
- 4.人生 100 年時代を見据えて、男女が健康な生活を実現し、学び続け活躍し続けられる環境の整備、仕事と家事・育児・介護などが両立できる環境の整備に取り組む必要がある。
- 5.AI、IoT 等の科学技術の発展に男女が共に寄与するとともに、その発展が男女共同参画に資する形で進むよう取り組む必要がある。
- 6.女性に対する暴力をめぐる状況の多様化に対応しながら、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて取組を強化する必要がある。
- 7.多様な困難を抱える女性等に対するきめ細かな支援を行うことにより、女性が安心して暮らせるための環境整備を進める必要がある。
- 8.頻発する大規模災害等の経験も踏まえ、男女共同参画の視点による防災・復興対策を浸透させる必要がある。特に、防災・復興の政策・意思決定段階や現場レベルでの女性の参画について進める必要がある。
- 9.地域の実情・特性を踏まえた主体的な取組が全国各地で展開されるよう、男女共同参画センター等との連携を含め、地域における様々な主体が連携・協働する推進体制をより一層強化する必要がある。
- 10.1～9 の各視点に沿って男女共同参画社会の形成を牽引する人材を育成するための教育や研修が重要となる。

【第 2 部 政策編】

I あらゆる分野における女性の参画拡大

- 第 1 分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 第 2 分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
- 第 3 分野 地域における男女共同参画の推進
- 第 4 分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進

II 安全・安心な暮らしの実現

- 第 5 分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 第 6 分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

第 7 分野 生涯を通じた健康支援

第 8 分野 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進

Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

- 第 9 分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
- 第 10 分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
- 第 11 分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

IV 推進体制の整備・強化

(2) 県の条例及び上位・関連計画

① 沖縄県男女共同参画推進条例

沖縄県においては、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的に、平成15（2003）年に「沖縄県男女共同参画推進条例」を制定しました。

(基本理念)

- 第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- 2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることに考慮し、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、男女が互いの性を理解し合い、生涯にわたる妊娠、出産その他の性及び生殖に関する事項に関し、自らの決定が尊重されること及び健康な生活を営むことについて配慮されることを旨として、行われなければならない。
- 6 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われなければならない。

(県の責務)

- 第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 県は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、市町村、県民及び事業者と共同して取り組むよう努めなければならない。

(県民の責務)

- 第5条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、職業生活における活動と家庭及び地域生活における活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めるものとする。

(男女の人権侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、男女間の暴力的行為（身体的又は著しい精神的な苦痛を与える行為をいう。）その他の行為により男女の人権を侵害してはならない。

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、性別による差別、セクシュアル・ハラスメント、男女間における暴力等を正当化し、若しくは助長するような表現又は過度の性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

②第6次沖縄県男女共同参画計画－DEIGOプラン－

「沖縄県男女共同参画計画」は、男女共同参画社会基本法第14条及び沖縄県男女共同参画条例第4条に基づき、沖縄県の男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るための基本的な計画であり、施策の基本方向とその目標及び具体的施策を示しています。また、計画の実効性を高めるために、県民にわかりやすい指標を設定し、計画期間終了時における目標数値を定めています。

本計画の推進にあたっては、「沖縄県SDGs実施指針」に基づき、「誰一人として取り残さない (leave no one behind)」の理念のもと、ゴール5「ジェンダー平等の実現」を推進し、互いを認め合い、一人ひとりが大切にされ、あらゆる場所で活躍できる社会の実現を目指しています。

◆計画の方向

『全ての県民が、互いを認め支え合い、心豊かな活力ある沖縄の実現を目指す』

◆計画の期間

令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間

◆計画の内容

目標 1 家庭における男女共同参画の実現

- 施策 1-1 男女が共に家庭生活に参画するための意識改革
- 施策 1-2 育児及び介護を支える環境づくり
- 施策 1-3 生涯を通じた男女の健康づくりの推進

目標 2 職場における男女共同参画の実現

- 施策 2-1 多様な就業を可能にする環境の整備
- 施策 2-2 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- 施策 2-3 農林漁業における男女共同参画の推進
- 施策 2-4 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進
- 施策 2-5 女性の活躍を推進するための企業に対する支援

目標 3 地域における男女共同参画の実現

- 施策 3-1 地域活動を推進するための連携・協働
- 施策 3-2 生活上の困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備
- 施策 3-3 市町村における男女共同参画の推進と支援

目標 4 社会全体における男女共同参画の実現

- 施策 4-1 女性の更なる政策・方針決定過程への参画の促進
- 施策 4-2 ジェンダー平等や性の多様性の尊重に関する意識啓発の推進
- 施策 4-3 次世代に向けた意識啓発及び教育の推進
- 施策 4-4 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶

③沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画

「沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」は、平成 13 年に施行された「DV 防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）」等を受け、法第 2 条の 3 第 1 項に基づき県の責務として策定された「沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」（平成 18 年 3 月）の改定版です。また、市町村基本計画の策定も努力義務として明記されています。

◆計画の基本理念

配偶者からの暴力を許さない社会づくり

◆計画の位置付け

この計画は、配偶者暴力防止法第 2 条の 3 第 1 項の規定に基づく基本計画として策定するとともに、「沖縄県男女共同参画計画（後期）」の基本方向Ⅱ「男女の人権の尊重」中の目標 3「女性に対するあらゆる暴力の根絶」の達成を目指すための計画としても位置付けます。

◆施策の内容

基本目標 1 配偶者等からの暴力を防止するための取組の推進

- (1) 人権教育・啓発活動の推進
- (2) 地域における活動
- (3) 加害者対策への取組

基本目標 2 被害者の保護のための体制整備

- (1) 発見・通報
- (2) 相談体制・対応の充実
- (3) 一時保護体制・対応の充実
- (4) 一時保護退所後の施設における保護
- (5) 医学的・心理的支援
- (6) 外国人、障害者、高齢者等多様な背景を持つ被害者、同伴家族への援助

基本目標 3 被害者の自立を支援する環境整備

- (1) 住宅確保に関する支援の充実
- (2) 経済的支援の充実
- (3) 就業に向けた支援
- (4) 子育て支援
- (5) 児童の就学についての支援
- (6) 国民年金の加入手続き等における支援
- (7) 医療保険の加入手続き等における支援
- (8) プライバシーの保護
- (9) 法的支援、司法手続きに関する支援

基本目標 4 関係施策の推進体制の強化と民間団体との協働

- (1) 施策調整機能の強化
- (2) 職務関係者の資質向上
- (3) 民間団体との協働

- (4) 苦情の適切かつ迅速な処理

第2次宜野座村男女共同参画推進計画 ～ ぎのざ・りっかプラン ～

発 行 日 令和4(2022)年8月

企画編集 宜野座村 総務課

〒904-1392

沖縄県国頭郡宜野座村字宜野座 296 番地

TEL 098-968-5111 FAX 098-968-5037

